

アンシャン・レジームにおける権力体系の変容と 「後見政治」の構造化：トックヴィルの「行政的専 制」国家解剖を中心に

小山, 勉
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1871>

出版情報：法政研究. 53 (4), pp.1-72, 1987-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



アンシャン・レジームにおける

権力体系の変容と「後見政治」の構造化

——トックヴィルの「行政的専制」国家解剖を中心に——

小山 勉

はじめに

- 一 王権の「行政的制覇」と「地方の自由」
 - 二 「パリの独裁」と「地方の受動性」
 - 三 「後見政治」の構造化
- おわりに

はじめに

『アンシャン・レジームとフランス革命』（以下『アンシャン・レジーム』と略記）を理解する上で、J・P・メイヤーが示唆的な一視角を提示している。「『アンシャン・レジーム』は純粋な歴史書ではなく、むしろ、モンテスキ

『法の精神』と同様、比較政治社会学の研究である。人間は歴史的な存在である。したがって、人間は、歴史の中で、歴史によって自己を認識する。なぜなら、自己認識を可能ならしめる社会学諸原理が歴史の中に見出されるからである。¹⁾本稿のアプローチも、基本的にはこの認識を踏まえつつ進められる。トックヴィル自身、『アンシャン・レジーム』を「フランス革命史」としてではなく、「フランス革命研究」として完成させるつもりであった。²⁾しかし、彼は、そのためには、一七八九年以前のフランスの社会・政治状態を理解しなければならない、と考えたのである。

ところで、『アメリカにおけるデモクラシー』（以下『デモクラシー』と略記）がヨーロッパにおけるアメリカ観の転換を企図していたように、『アンシャン・レジーム』は当時一般的であったフランス革命観を転換することを狙ったのである。³⁾つまり、トックヴィルの狙いは、「新しい体制」(régime moderne)は、「古い体制」(ancien régime)とは全く別個の原理・体系・組織をもって創られたのではなく、「古い体制」の残骸を「土台」として築かれたことを、歴史によって実証することにあった。その「古い体制」の残骸のうちで彼が重要視した代表的なものは、本稿の中心的テーマである「行政的中央集権」、「パリの全能」、「後見政治」といった、フランスの近代国家の特質を規定する重要な要素である。その実証のために、彼は、勅令、地方三部会議事録、訴訟記録、請願書、行政官の往復書簡、回想録といった古文書の森の中に分け入り、それらを検討した結果、「旧社会に関して、同時代の人々がもっていない多くの観念を得ることができた⁴⁾と自負している。そして、彼は「私はこの研究を進めていくにつれて、いつも、現在のフランスで目につく特徴の多くを一八世紀のフランスに再発見して驚いた⁵⁾と述べているが、そうした一連の再発見から得た結論は、「現在の社会の根は旧土壌の深いところに張っている⁶⁾」ということであった。

トックヴィルのアンシャン・レジームとフランス革命に関する研究の当初の構想は、次のような段取りで実現される予定であった。「革命がその仕事をほぼ完成し、新しい社会を生んだと思われるところで、私は立ち止まる。その

とき、私はこの新しい社会そのものを考察するであろう。新しい社会がこれに先行する社会といかなる点で似ているのか、またいかなる点で異なっているのか。あの全面的な大混乱の中で、われわれは何を失ったのか、何を得たのか。それらを見分けるようにしたい。そして最後に、われわれの未来を漠然とではあるが予見することにした⁽⁷⁾。しかし、トックヴィルの研究は、この段取り通りには実現されなかった。

右の問題意識に加えて、「われわれの旧社会の一つ一つの部分を研究するに当って、私は新社会を完全に忘れることは全くなかった⁽⁸⁾」ということからいえるのは、トックヴィルの政治社会学と歴史との出会いは、「懐古趣味」(goût du passé) ⁽⁹⁾ではなく、「現在感覚」(sensibilité au présent) に発している、ということである。だからこそ、彼は、古きヨーロッパを再発見するためではなく、「現在の社会の根」を探すために、ヨーロッパの未来を見通すために、古文書の山に分け入ったのである。彼にとって、歴史は復活でもなければ、ましてや単なる叙述や語りでもなく、有機的構造を与え、解釈すべき素材であった⁽⁹⁾。まさにその意味では、彼は、「全く新しい世界には新しい政治学が必要である⁽¹⁰⁾」という知的使命をもって、アンシャン・レジームの中にその素材を求めたといえるのである。

トックヴィルは、『デモクラシー』第一巻を出版した翌年(一八三六年)、イギリスの雑誌に「一七八九年以前と以後のフランスの社会・政治状態⁽¹¹⁾」という短い論文を発表した。この論文は、彼のフランス革命に関する一般的解釈と二〇年後の『アンシャン・レジーム』の大枠とを予示している。しかし、彼は構想の前半部分、すなわち、一七八九年以前のフランスの社会・政治状態に当てた第一巻しか出版しなかった。第二巻の部分については、彼自身、「第二巻の一部の下書きはできているが、まだ公表される価値はない。これを完成する機会が与えられるだろうか。神のみぞ知る⁽¹²⁾」と述べているが、実はそれを完成する機会は与えられなかった。しかし、われわれは今日、その未完遺稿の断片やメモの中に、彼の強烈な個性の知的模索と鋭い歴史的感性を見ることができよう。

したがって、『アンシャン・レジーム』は、フランス革命よりもむしろアンシャン・レジームすなわち「一七八九年以前」について論じている。つまり、彼の研究は主としてアンシャン・レジームとレジーム・モデルヌとの類似点の解明に没頭し、その相異点に関する検討には及ばなかった。その意味では、彼は自ら企図した「フランス革命研究」を完成させることはできなかった。しかし、フランス革命はアンシャン・レジームの再編の過程で準備されたとする、画期的といわれる彼の見解⁽¹³⁾は、政治の本質と現象に関心をもち者に多くの示唆的な知的刺激を与えてくれる。

トックヴィルは、同時代人の大部分とは異なり、『デモクラシー』において、デモクラシーを、それ自体自由の体系としてではなく、自由を脅かす潜在的危険性を孕んだ権力の体系と見ていたように、『アンシャン・レジーム』では、「行政的中央集権」は大革命や第一帝政の業績ではなく、「封建的・貴族的自由」の形骸化の過程で再編されてきた「非人格的な」権力の体系であると見たのである。彼が着目したのは、「行政的中央集権化」は、権力体系の変容だけでなく、権力自体の変質をもたらしたという点である。「中央権力は直接神に由来するものでもなく、伝統に結びついたものでもなく、非人格的なもの impersonnel である。もはや国王とは呼ばれず、国家 Etat と呼ばれる。⁽¹⁴⁾」

つまり、人格的権力が非人格的権力に転化する過程には、「国家行政」(administration de l'Etat) が「地方の諸権力」に、すなわち、「役人の階層制」を基軸とする「官僚行政」が「貴族の政治」に、取って代わる過程があった。⁽¹⁵⁾この巨大な非人格的権力を担ったのは、トックヴィルのいう「行政的人種」⁽¹⁶⁾(race administrative) すなわち直轄^{コミッセル}官僚群である。これは、フランスの政治世界の展開史を想起するとき、きわめて重要な課題であるように思われる。トックヴィルは、その体系的な概念化ではM・ウェーバーに及ばないけれども、その先行者の一人と見なすことができるであろう。彼は、行政が政治生活のみならず社会・経済・文化といった広範な生活のスタイルを規定・再編し、その所産はレジーム・モデルヌの「土台」としての役割を果している、と見ているのである。それはまさに、F・フュレが

明快に指摘したように、「行政的制覇」⁽¹⁷⁾と近代国家形成の問題を説明する重要な手掛りを与えている。

そこで、本稿では、非人格的権力体系の形成過程を王権の「行政的制覇」という観点から検討し、その過程で制度的実体を整える「行政的専制」国家の構造的性質を説明し、他方同時に、権力体系の変容はどのような政治のスタイルをもたらしたのか、を検討することにした。その作業を、トクヴィルの、自由の「危機」認識の政治社会学を理解する端緒としたい。それはまた、部分的にはあるが、彼の「歴史」の中の、歴史による自己認識の軌跡を追う一助ともなろう。

- (1) L'Ancien Régime et la Révolution, Volume 1, dans les *Oeuvres Complètes de Tocqueville*, 1952, Gallimard, p. 7. 以下、L'Ancien Régime の略記。J. P. メイヤールの視点からの研究として、G. Poggi, *Images of Society: Essays on the Sociological Theories of Tocqueville, Marx, and Durkheim*, 1972. 田中治典・宮島喬訳『現代社会学論の源流 トクヴィル・マルクス・デュルケム』(岩波書店、一九八六年)。S. R. Weitman, "The Sociological Thesis of Tocqueville's 'The Old Regime and the Revolution,'" *Social Research*, 33(3), 1966.
- (2) Cf. *ibid.*, p. 99.
- (3) Cf. F. Furet, *Penser la Révolution française*, 1978, p. 29. フランスにおけるアメリカ像の変遷史については、R. Rémond, *Les Etats-Unis devant L'Opinion Française*, 1815-1852, pp. 351-867 参照。松本礼二「フランス思想史におけるアメリカ問題」(A)——一七五〇—一八五〇—「思想」一九八一年三月号、五月号)参照。なお、同氏「フランス革命論の系譜——一七八九—一八三〇—」(『社会科学研究』第二十九卷第六号、第三十卷第一号、一九七八年三月、七月)は、大革命以後におけるフランス政治思想の諸潮流を理解する上で、不可欠の中心的課題の研究である。
- (4) (5) (6) L'Ancien Régime, 1, p. 71.
- (7) (8) *Ibid.*, p. 73.
- (9) Cf. F. Furet, *op. cit.*, pp. 173-174. Charles de Rémusat, "L'Ancien Régime et la Révolution par M. Alexis de

- Tocqueville," *Revue des Deux Mondes*, Août, 1856, p. 653.
- (9) De la Démocratie en Amérique, Vo. I, dans les *Œuvres Complètes de Tocqueville*, 1961, Gallimard, p. 5.
 以下 De la Démocratie の略記。岩永健吉郎・松本社一訳『アメリカの政治思想』(研究社、一九七二年)一四四頁。
- (11) L'Ancien Régime, I, pp. 33-66 所収。掲載誌は London and Westminster Review.
- (12) Ibid., p. 72.
- (13) 『トナンマン・ノブート』世界の叢書 論文と評文のふたつ R. Herr, Tocqueville and the Old Régime, 1962.
 P. Amann, "Taine, Tocqueville and the Paradox of the Ancien Régime," *Romantic Review*, 52, 1961, pp. 183-196.
 Y. Kotsovolou, "La décentralisation chez Tocqueville : un aspect historique du droit public français," *Revue Hellenique du Droit, International*, 24, 1971, pp. 330-342.
 D. Winthrop, "Tocqueville's Old Régime : Political History", *The Review of Politics*, Vol. 43, January, 1981, pp. 88-111.
 Charles de Rémusat, "L'Ancien Régime et la Révolution par M. Alexis de Tocqueville," *Revue des Deux Mondes*, Août, 1856, pp. 652-670.
 J. Onno, "Renan et Tocqueville," *L'Information Historique*, 36, 1974, pp. 107-117.
- (14) L'Ancien Régime, I, p. 213.
- (15) Cf. *ibid.*, p. 94.
- (16) Cf. L'Ancien Régime et la Révolution : Fragments et Notes Inédites sur la Revolution, *Œuvres Complètes*, Tome II, Volume 2, p. 383. 以下 L'Ancien Régime, II の略記。カール・カウツキーは「官職保有者群を「官僚貴族」と呼んでゐるが、トックヴァールのいう「行政的人種」とは直轄官僚群のことである。カール・カウツキー著、堀江英一・山口和男訳『フランス革命時代における階級対立』(岩波書店、一九五四年)四三―四八頁参照。
- (17) Cf. F. Furet, *op. cit.*, pp. 185-186.

一 王権の「行政的制覇」と「地方の自由」

(一) 「行政的人種」の抬頭

トックヴィルのいう「行政的中央集権化」の過程、別言すれば、王権の「公権的資質」の拡充の過程は、彼にとって(1)は、中央権力による「地方の自由」の収奪過程であった。ここでいう「自由」とは、彼によれば、「自由の封建的・貴族的観念」であり、「権力の強要に対して自己の個人的独立を擁護するに当って、一般的権利の承認よりもむしろ特殊な特権を旨とするもの」(2)である。これに対して、彼は、「自由の正しい観念」として「平等な永続的権利」に基づく「自由の近代的・民主的観念」を提示している。(3)彼がシエイエスの『第三身分とは何ぞや』を読んでいることからして、この二つの観念は、当然、「人は特権によって自由ではなく、すべての人間に属する権利である市民としての権利によって自由になるのである」(4)という、自由の特権的性格を原理的に打破した主張から着想を得ていることは否定できない。附言するならば、彼においては、アンシャン・レジームの用語法に従ってしばしば、〈liberte〉〈franchise〉、〈privilege〉は同義語として用いられている。したがって、「地方の自由」とは、彼が明言しているように、地方の特権的自由としての「自治権」(droit de se gouverner)である。

この「地方の自由」を誇り自主独立を重んじていたのは、徴税が地方三部会の承認と協賛を経はじめて可能となる「エタ地方」(pays d'etat)である。「エタ地方」は、「自ら行政を行っているか、あるいははむしろいまなお部分的にはあるが自ら行政を行っているかのように見える(自由が形骸化された)地方」(5)(カッコ内筆者)のことで、王国の最も端にある「エタ地方」はフランスの全人口の四分の一位にすぎなかった。実はその地方も一七八九年には五

つの大きな地方と若干の小さな地区のみであったが、「地方の自由が実際に生きていた州」はブルターニュとラングドックとの二州だけで、それ以外の地方ではどこでも「制度は完全に力強さを失って、形骸 *vaine apparence* と化してしまっていた」⁽⁶⁾。ここでトゥクヴィルが「地方の自由」が形骸化した地域として問題にしているのは、「当時の行政用語でエレクション地方 *pays d'élection* と呼ばれていたもの」である。この「エレクション地方」とは、中央権力直轄の徴税地方で、トゥクヴィルが「エレクション地方はパリを四方から包囲し、全部が一体となって、フランスという体の心臓と中枢を成していた」⁽⁷⁾と述べている通り、パリ周辺を中心として、最も早くから王権の一円的領域支配に組み込まれた地域である⁽⁸⁾。

このような「エタ地方」の減少と「エレクション地方」の増大とは、旧王国行政から新王国行政への体制的転換過程を意味しているということができるのである。そこで、トゥクヴィルは、旧王国行政の特質は「規則と権限との多様性、諸権力の錯綜」にあるとして、「諸都市の構造は多様であり」、行政官の名称もまちまちで、旧領主によって任命される者もあれば、任期一年で市民によって選挙される者もあれば、永代的統治権を買得た者もいる、といった具合に齊一的ではなかった、と指摘している⁽⁹⁾。旧諸権力の態様はそれだけではないという。「フランスは相互に孤立した行政団体や役人で覆われている。しかもそれらの行政団体や役人は相互に依存し合うこともなく、買得た再び取られることのない権利によって政治に参加している。彼らの権限は大抵の場合あまりにも複雑に錯綜し、隣接しているために、同じ公務の輪の中で押し合い、ぶつかり合っている」⁽¹⁰⁾。

このような旧諸権力の錯綜状況の中で、中央集権化による権力体系の変容が始まる。「旧権力の残骸の中に、一つの比較的新しい、かもしくは変容したものが、少しずつ確立されている。王国の中枢に、王座の側に、特殊な権力をもった行政団体が形成され、その中にすべての権力が新しい方法で統合される。その行政団体とは国王顧問会議 *conseil du*

そのことである。その起源は古いが、その機能の大部分は最近になって生じたものである。⁽¹¹⁾ 国王顧問会議の起源は、王室の側近会議クリナ・レゼスに求められる。新旧権力の交代の方法・過程に関するトックヴィルの基本的認識はこの引用に示唆されているが、「中央集権はどのようにして旧諸権力のただ中に導入され、それらの権力を破壊することなく、それらに取って代わりえたのであろうか」という問いだけでなく、次の叙述にも明白に示されている。「この困難な事業(中央集権化)を成し遂げるために、アンシャン・レジームの政府は、予め深く熟慮した計画に従ったという証拠は何もない。政府は単に、すべての政府にすべ、て、の、公、務、を、単、独、で、統、轄、し、た、い、と、い、う、欲、求、を、か、き、た、て、る、本、能、に、身、を、ま、か、せ、て、い、た、に、す、ぎ、な、い。この本能は、役人は変わっても、常に不変であった。政府は一方で旧諸権力にその旧名称と名譽とをそのまま残しておき、他方ではこれらの旧権力からその権威を少しずつ奪取したのである。政府はそれらの権力を(獣のように)狩立てはしなかったが、その領域から(体よく)追払ったのである。政府は旧諸権力の無力やエゴイスムに乗じて、それに取って代わった。」⁽¹²⁾ (カッコ内筆者)このようなトックヴィルの認識は、千葉治男氏が明快に指摘している次の二点によって正しく理解されうる。すなわち、第一に、新直轄行政官僚制は、旧王政支配機構とは全く別個の原理と体系、組織をもって創られたものではなく、既成の原理と体系の一面を強化し、拡大する形で組成されたということ、第二に、この新旧官僚体制の交代は、中世的支配の形態から近代的支配の形態への質的転化を意味していたということ、である。⁽¹³⁾

ところで、トックヴィルは国王顧問会議の権限について次の点を指摘している。第一に、最高裁判所であり、通常裁判所の判決を破毀する権利を有する。第二に、最高行政裁判所(特別裁判権はすべて最終的にはここに発する)である。第三に、国政顧問会議として、国王の意志の下に立法権をもち、大部分の法律を検討し提案したり、税金を確定し割当てたりする。第四に、最高行政顧問会議として、官吏を指導すべき一般的規則を定めたり、すべての重要な

公務に裁定を下し、二次的権力を監視する。したがって、「すべては最終的に国王顧問会議に到達し、すべてに及ぶ運動はそこから発する。」⁽¹⁵⁾

右の諸権限は、国王の最終的決定権の下にあるとはいえず、旧王国行政の伝統の一大変容なくしては生まれえないものであった。その場合、トックヴィルが最も重要と見なしたのは、当時一般に「国王顧問会議裁定」(arrêts du conseil)と呼ばれていたものである。彼の規定によれば、それは国王顧問会議がつくった「王国全体に等しく適用される一般的な規則」である。しかも、その裁定の数は大革命が近づくとつれて、絶えず増えているという。「画一的・一般的な規則」に従わせようとすることは、まさに中央集権の論理である。そこで、トックヴィルがアンシャン・レジーム期の中央集権化の特徴として注目しているのは、それが単なる権力の中央集中のみを企図しているのではなく、この「画一的・一般的規則」による変革の試みであるという点である。それだけに影響は普遍性をもつことになる。このような中央集権的な変革様式によって、「フランス革命以前の四〇年間に、社会構造や政治構造で、国王顧問会議裁定によって再編成されなかった部分はほとんどない」とトックヴィルは述べている。⁽¹⁶⁾

では、何故に国王顧問会議裁定は旧王国行政の伝統に変容を強いたのか。旧来の勅法・勅令は高等法院の審査・登記を必要としたのに対し、国王顧問会議裁定は「国王留保裁判権」(justice retenue)に基づいて、高等法院の登記なしに全王国に公布し執行できる法令だからである。国王顧問会議は、この無登記法令である国王顧問会議裁定の公布・執行によって高等法院に対する立法上の優位をうちたてたのである。⁽¹⁷⁾この点については、後で司法の変容の問題との関連でも言及したい。しかし、ここで注意すべきは、国王留保裁判権を論拠としていることから推測できるであろうが、トックヴィルによれば、国王顧問会議は「固有の権限」をもっていないことである。国王顧問会議は発言するようにもみえても、実質的な決定者は国王唯一人である。なおこの顧問会議は、裁判を行うようにもみえても、「単な

る意見具申者たち」からのみ成っている。⁽¹⁸⁾

国王顧問会議は次のように専門化が進み、官僚機構の中核として整備されていくのである。国王顧問会議は「高等顧問会議」(Conseil d'en Haut)を中心にして、「司法顧問会議」(Conseil privé ou des parties)、「内務顧問会議」(Conseil des Dépêches)、「財政顧問会議」(Conseil des Finances)、「そして」宗務顧問会議」(Conseil de Conscience)、「軍事顧問会議」(Conseil de Guerre)を加えて各部局に分化し、その下に運営・財務・宮内審理会など国の常設委員会を配置して、より機能的な中央行政の体制を整えたのである。ところで、権力構造の特質を知る上で重要なのは、それを担う者の出身階級であろう。トックヴィルは、「国王顧問会議は大領主ではなく、中位または下位の階級の出身者、元地方長官、公務の実際に精通した人々から構成され、全員罷免されうる」として、旧貴族出身が構成員に含まれていない点に注目している。⁽¹⁹⁾

中央官僚機構で国王顧問会議以外に、トックヴィルは「財務総監」(contrôleur général)を挙げ、簡単に説明している。「国家行政全体が唯一の団体(国王顧問会議)によって統轄されるように、内務の統轄は唯一人の役人、財務総監の配慮に委ねられている。」⁽²⁰⁾(カッコ内筆者) 最初は大蔵卿の補佐であった財務総監の権限とその拡大様式について、彼は次のように述べている。「公務の普通の処理は財務総監によって行われる。財務総監は金銭問題にからむ全公務、すなわちほとんどすべての公行政を、少しづつ、掌握していった。彼は次々に、大蔵大臣、内務大臣、建設大臣、通商産業大臣として行動している。」⁽²¹⁾

以上は中央行政機構の再編の概観であるが、国王顧問会議体制を強化し、国家行政の直轄性を貫徹するためには、同時に地方行政機構の再編が必要であった。トックヴィルが地方行政機構の中央集権的整備にとりわけ強い関心を示したのは、「地方の自由」の「危機」認識という観点からすれば当然のことであった。「地方の自由」の担い手とは、

地方三部会、地方総督（大領主）、地方高等法院、地方財務官系の官職保有者群、都市特権を有する都市自治団体、農村領主など多くの身分的・地域的・職能的な特権・権力、すなわち、トックヴィルのいう「二次的・中間的諸権力」であった。したがって、「地方の自由」は彼のいう「諸権力の錯綜」の中に生きていたのである。それゆえに、直轄行政支配機構の拡充・実体化は、こうした錯綜する旧諸権力の中に割り込み、それらの特権・自由の縮小ないし形骸化の形で実現されたのである。

ところで、「中央政府は、実をいえば、パリに唯一人の役人（財務総監）しか置いていないように、各地方にも唯一人の役人しか置かない⁽²²⁾」（カッコ内筆者）という形で、中央の一点と地方の一点とを結ぶ、いわゆる中央直結型地方行政の再編が進められる。その地方の一点の役割を担うのが「地方長官」(intendant)である。そうした再編の実態的把握におけるトックヴィルの着眼で注目すべきは、「古いもの」と「新しいもの」との交代はどのように展開されているのか、ということである。そこで彼が着目している特徴は、「名」を残したまま「実」を奪取するという形の交代様式である。「一八世紀にはまだ地方総督 *gouverneurs de province* という名をもつ大領主がいる。それは封建王国のしばしば世襲の古い代表である。彼らはまだ名誉を与えられているが、もはやいかなる権力も有してはいない。地方長官が政治の実権 *réalité du gouvernement* のすべてを握っている⁽²³⁾。」このように、地方の諸特権の縮小ないし形骸化によって、王権はその「公権的資質」を拡充していくのである。その中心的担い手が地方長官である。権力体系と階級構造との連動的変容という観点から、トックヴィルは地方長官の出身階級と権限について次のように述べている。「地方長官は普通の家柄の出身で、決して任地出身ではなく、これから出世しようとする少壮の人物である。彼は選挙、貴族の家柄、買得した官職に伴う権利によって、自らの権力を行使しているのではない。國務顧問会議 *conseil d'Etat* の下級委員のうちから政府によって選任され、いつでも罷免されうる。彼はこの団体から離

れても、それを代表している。だからこそ、当時の行政用語によれば、派遣された直轄官僚 *commissaire départi* と呼ばれている。國務顧問会議自体が有しているほとんどすべての権力が地方長官の手に集中している。彼はその全権力を初審で行使する。地方長官は、國務顧問会議と同じく、行政官であると同時に裁判官でもある。彼は全大臣と通じ合っている。彼は地方にあって政府の全意志を代表する唯一の役人である。²⁴ここでいま一度確認しておくべき点は、地方長官の権力は地方貴族の特権的・地域的・身分的資質を有せず、王権の「公権的資質」を分有していることである。例えば、それは、右に指摘されているように、地方長官職の非在地性、自由な任命性、旧貴族出身でないこと、官職買得による官職保有者でないことなどから明らかである。

右のトゥクヴィルの指摘にも見られるように、地方レヴェルでの地方長官の権限は、実際には国家レヴェルでの国王のそれと同じく、広範に及んでいた。彼は自分の支配地域の住民に対してではなく、パリの財務総監に対して責任を負っていたのである。地方長官を中心とする地方行政機構は、大体次のようなものであるという。各小郡には、地方長官によって任命・罷免される「長官補佐」(*subdélégué*) が置かれる。地方長官が一般に「新貴族」(*nouvel anobli*) であるのに対し、長官補佐は常に「平民」である。「長官補佐は、徴税区全体における地方長官と同様に、割当てられた小区では政府全体を代表している。長官補佐は、地方長官が大臣に従属しているように、地方長官に従属している。」²⁵

トゥクヴィルのこれだけの叙述から、長官補佐に関する具体的な理解を得ることは難しい。補足していえば、長官補佐は地方長官の私的な委託者であった。一七〇四年勅令をもって、この長官補佐は地方長官の下部機構として公認されると同時に、保有官職化されている。したがって、在地の役人である長官補佐は正規の直轄官僚ではなく、その多くが在地の官職保有者や地方の事情に精通した名士層であり、しかもこの長官補佐職は一時期売官制の対象になっ

ていた。これらのことは、長官補佐は中央の直轄支配の指揮命令系統と地方の特権的利害との接点に位置していたことを意味している。さらに長官補佐の出自をみると、初審裁判役人や市執政官職など、地方の裁判官職保有者や市役員という在地の支配力をもつ名士層が圧倒的である。このことは、非在地性の強い地方長官は在地名士層に補佐されてはじめて、その機能を發揮することが可能であったことを示している。⁽²⁶⁾

フランス近代史家たちの研究による以上のことを考えるならば、「地方長官が大臣に従属しているように、長官補佐は地方長官に従属していた」とするトックヴィルの見解は、王権の直轄支配の指揮命令系統が長官補佐にまで貫徹していたかのように解しているようにみえるけれども、これはトックヴィルの長官補佐に関する認識不足によるものとして、疑問の残るところである。

さて、トックヴィルの論述に戻ろう。アンシャン・レジームの行政機構の変容過程に関する解明作業の中で、トックヴィルの論証に確信を与えたのは、ダルジャンソン侯の回想録である。そこにはスコットランドの財政家ジョン・ローがダルジャンソン侯に語った次の言葉が記されている。「私が財務長官であったときに見たことは、私には信じられないことでした。このフランス王国は三〇人の地方長官によって統治されていることは御存知でしょう。あなたは高等法院も三部会も地方総督も持っていません。地方に任命された三〇人の宮内審理官 *maîtres des requêtes* に、その地方の幸不幸や農作不作がかかっています。」⁽²⁷⁾ ジョン・ローのこの指摘からも推測できるであろうが、地方長官の経歴をみると、その最大多数は宮内審理官から任命されている。宮内審理官は、報告者として国王顧問会議に参席し、また大法官を補佐する一方、下級通常裁判への介入権をもち、さらに地方の巡察を通じて地方の陳情書を受理する。したがって、宮内審理官は広範な国家行政の中核的実務担当者であった。⁽²⁸⁾

ジョン・ローがいうように、かつての強力な地方権力（トックヴィルが重視した「二次的権力」）であった地方高

等法院、地方三部会、地方総督（大領主であることに注意）に取って代わって、地方政治の「実権」を掌握した地方長官は、アンシャン・レジーム下では目立たない潜在的实力者であった。その隠然たる存在ぶりについて、トックヴィルは比喻をまじえながらこう述べている。「かくも強大な権力をもった役人たちは、旧封建的貴族制の残骸のために影が薄れ、まるでその残光の真ん中で見えなくなっているかのようなのであった。そのために、当時は、彼らの手がすでに到る所に及んでいたにもかかわらず、その姿はほとんど誰にも見えなかった。社会的には、貴族たちは身分や富や常に古いものに払われる尊敬という強みをもって、この役人たちに優位していた。政治の世界では、貴族は国王をとりまき、国王の宮廷の構成員であった。貴族は艦隊の司令官であり、軍隊の指揮をとった。要するに、貴族は当時の人々の目を最も強く見はらせ、しばしば子孫の目にとまるようなことをやってきたのである。だから大領主を地方長官に任命するよう勧めようものなら、大領主を侮辱することになったのである。どんな貧乏貴族であっても、大抵の場合、地方長官になることを軽蔑したであろう。貧乏貴族から見れば、地方長官は強引に割り込んできた権力の代表者であり、ブルジョワや農民、要するに身分の低い層の政治に任せられた新参者であった。しかしながら、ローがいったように、この新参者がフランスを統治していたのである。²⁹」その意味では、地方長官は、クールノーのいう「侮蔑の滝」(cascade de mepris)を勢いよく昇った鯉のような存在であった。

地方長官はいまや旧貴族に代わって地方政治の主人となった。地方長官の権限の強化は、集権的徴税体系の編成を伴った。このような観点からトックヴィルは、徴税機能の地方長官への集中に権力体系の変容の重要な側面を見る。租税体系と地方長官との関係に関する彼の認識は次の通りである。一部の税は徴税請負制になっており、国王顧問会議が徴税請負団体と交渉し、契約の条件を決め、徴税方式を決定した、とトックヴィルはいうが、ここで注意すべきは、徴税請負の対象は間接税（塩税、葡萄酒税、入市関税、輸出入税、取引税、製紙・織物加工検印税等）であったこ

とである。他方また、彼によれば、それ以外の、例えばタイユやカピタシオンや二〇分の一税といった（直税）税はすべて、中央行政の役人によって、または彼らの絶対的統制の下に定められ、直接徴収された。国王顧問会議はまた、毎年秘密の決定によって、タイユやその他の付加税の額と各地方への割当を決めた。³⁰この秘密の決定は、税の割当・徴収が地方三部会の承認・協賛を経ないで行われることを意味している。その意味で、こうした直轄財務機構の導入は地方三部会の形骸化をもたらしたのである。

とくにトックヴィルの中心的関心事である「行政的中央集権」の問題から見ても重要なのは、直接税を対象にした徴税体系の集中齊一的整備である。この段階では、すでに「エタ地方」から「エレクシオン地方」への徴税体系の変更が成し遂げられていた。そこに、トックヴィルは、租税体系の集権的整備が地方三部会の権限の縮小もしくは形骸化を伴って進行したことを認識したのである。当然のことながら、ここにも旧権力と新権力との交代が見られる。その交代の論理と過程を、彼は次のように見ている。「タイユは古い税であるから、その割当と徴収はすでに地方役人に委任されていた。彼らはみな中央政府から多少独立していた。彼らは貴族の家柄や選挙によって得た権利または買得した公職によって、自己の権利を行使していたからである。この地方役人は、領主、教区徴税人、地方財務官、*tresoriers de France*、税務管理官、*élus*であった。これらの（旧）権力は一八世紀にはまだ存在していた。しかし、ある者はタイユに関わることを完全にやめ、ある者はもはや全く二義的・従属的な形でしか関わらなかつた。まさにここでも、すべての権限は地方長官と長官補佐の手に握られたのである。実際には、地方長官だけが各教区にタイユを割当てたり、徴税人を指導し監督したり、延納や減税を許可したりしたのである。」³¹（カッコ内筆者）

新権力は、タイユのような古い税をめぐっても旧権力を形骸化し、それに取って代わるばかりでなく、新税の創設によって拡充・強化されていく。その点について、トックヴィルは次のように指摘している。「カピタシオンのよう

な、タイユ以外の税は最近のものであるから、政府はこれらの税のこともはや旧権力の残骸によって煩わされることはなかった。そのことで政府は被治者のいかなる干渉も受けず独り行動していた。財務総監、地方長官、国王顧問会議はそれぞれ独自に税額を決めたのである。⁽³²⁾このように新税の配分・徴収は新しい権力の所管となり、そのことによって、地方三部会の権限は漸次収奪・形骸化されていったのである。

この旧権力と新権力との交代は軍事制度の変容をめぐっても見られる。トックヴィルは考察を「金から人に移そう」といって、民兵の常備軍化＝軍事力の中央集権化に権力体系の変容の一局面を見ている。「民兵は比較的近代的な制度であるから、封建的な旧権力はそれに関わってはいなかった。作業はすべて中央政府の役人だけに任されていた。国王顧問会議は全国と地方との割当定員を決め、各教区の徴兵数は地方長官が決めた。長官補佐は抽選を主宰し、徴兵免除の理由を判断し、家郷に残れる民兵と出征すべき民兵とに分け、軍当局に出征兵士を引渡した。」⁽³³⁾なお、トックヴィルによれば、兵役義務は一七世紀に「民兵の名のもとに新しく課せられたもの」であり、やがて民衆だけ、⁽³⁴⁾といってももっぱら農民に課せられた。兵役拒否者や逃亡者が多かったことから、兵役義務ほど農民にとって耐えられない公共的負担はなかった、と彼はいう。兵役義務を免れるために森の中に逃げこんだ農民を追跡する武装隊もいた。彼は、「今日の強制的な徴兵制が容易に行われているのを考えると、当時の状況には驚かされる」として、当時の農民が民兵制を極度に嫌った理由を究明している。⁽³⁴⁾その結果、彼は、「農民の境遇は、文明の諸進歩にもかかわらず、時として一三世紀においてよりも一八世紀において、何故劣悪であったのか」と問い、まさにその視座から文明進歩の諸矛盾の解決としてのフランス革命を見ようと試みたのである。こうした文明進歩の正と負という視点は、明白な問題意識としてすでにアメリカ旅行以前に自覚されていた。⁽³⁶⁾だからこそ、とくにその負を際立たせようとする自由の「危機」認識の論理は、デモクラシーの権力体系の考究からアンシャン・レジームの権力体系のそれに至る作

業を一貫しているのである。

ところで、トックヴィルのアンシャン・レジームの権力体系論に戻ろう。彼は新権力の創設と旧権力の形骸化過程を執拗に追う。それは公共土木事業をめぐっても見られるという。「一八世紀にはまだ、領主、財務局、道路管理長官、*grands voyers* のように、公行政の土木事業部門に協力できる地方の独立した機関オトリテが存在していた。ほとんど到る所で、そうした旧権力はほとんど活動しないか、もはや完全に活動しなくなっていた。当時の行政書類をちょっとでも検討してみれば、そのことは明らかになる。本街道や都市間を結ぶ道も、一般租税による収入を使って開通し、保全されていた。計画を決定し入札に付するのは国王顧問会議であった。地方長官は土木技師の工事を指揮し、長官補佐は工事に必要な賦役を集めた。旧地方権力に委ねられたのは、それ以来不通になったままの村道の管理だけであった。⁽³⁷⁾」このようにして、公共土木事業はほとんど新行政機構の管轄に組み込まれた。例えば、土木官庁は一人の顧問、一つの学校、毎年フランス全土を巡視する監督官を有し、地方長官の命令の下にすべての土木事業を指揮する駐在技師がいた。したがって、アンシャン・レジームの諸制度のうちでその形式を最もよく「新しい社会」⁽³⁸⁾ いわゆるレジーム・モデルヌにとどめているのは、この公共土木行政であるという。

また、地方長官は「地方における公共の秩序を維持する任務」をも負っていた。憲兵隊マシヨツセは小分隊となって王国全体に配置され、到る所で地方長官の指揮下に置かれていた。地方長官は通常は憲兵、緊急時には軍隊の力を借りて、あらゆる不慮の危険に対応し、浮浪者を逮捕し、物乞いを禁じ、穀物高騰で絶えず起っている暴動を鎮圧した。⁽³⁹⁾ 地方長官は治安維持のために抑圧装置を作動させる権限を保持することによって、後見（監督）・命令・処罰の三権の地方的体现者となったのである。

トックヴィルはこれまで権力体系の変容を行政的中央集権化の過程を中心に講究していたが、アンシャン・レジーム

ムにおいては行政権と密接に関連していたものに司法権がある。その意味では、当然、中央集権化は地方権力だけにとどまらず、司法権にも及んだのである。ここで問題になるのは、トックヴィルのいう「体よく追払う」方法による高等法院の特権の縮小ないし形骸化である。

トックヴィルの次の論述は、アンシャン・レジームにおける中央権力の集権的収奪の最も典型的な展開を例示している点で注目に値しよう。「中央集権化という」この大事業で、政府の邪魔になったのは司法権だけであった。この場合にも、政府は結局、司法権の実質を掌握して、自分の敵たちには司法権の外見しか残さなかった。政府は行政の領域から高等法院を排除しなかったが、その領域に自らを徐々に拡大して行って、そのほとんどすべての領域を覆ってしまったのである。ある一時的な異常事態、例えば飢饉の時には、民衆の感情は行政官の野心を支持するものであるから、中央政府は高等法院に一時行政を行わせて、歴史上しばしば話題になる騒乱を起すことを黙認した。けれども間もなく、中央政府は沈黙したまま高等法院の（行政官としての）地位を奪い返して、慎重にすべての人々とすべての公務とを再び自らの掌中に収めたのである。⁴⁰（カッコ内筆者）このように司法の府である高等法院に行政を行わせたのは、一時的な緊急事態の場合だけではなかった。それは、後に触れる売官制の創設との関係でも注目すべきことであるが、国王と三部会との対抗関係からでもあった。「国王はまさに三部会の後見から逃れたいという願望から、三部会の政治的権限の大部分を高等法院に委ねたのである。まさにそのことが政治に司法権を混入し、公務の正しい秩序を損うことになったのである。」⁴¹「国王は何故「三部会の後見」から逃れようとしたのであろうか。実は、直接税の割当・徴収は、地方三部会の承認を得なければならなかったからである。

すでに指摘したことであるが、ここでとくに重要なことは、第一に、パリ高等法院は勅法登記権を認められていたから、いかなる勅令も高等法院の検証・登記を経なければ、いっさいの効力をもちえなかったこと、第二に、王権へ

の建白権を認められていたから、登記のために送付された法令や特許状などに対して口頭で意見を表明することができたこと、である。⁽⁴²⁾したがって、高等法院は、議会の存在しない時期にあって、勅法登記権と建白権を通じて、干渉ないし拒否の形で、王権の意志を制約しうる立法府的な性格を有していた。そこで、王権は、トックヴィルのいう、三部会から高等法院に移った租税の割当・徴収の承認権を収奪しようとして策するのである。その収奪は、彼の指摘によれば、「鬭争」の形を採って展開される。「王権対高等法院の鬭争に注目するならば、両者の衝突が起っているのは行政の領域ではなく、ほとんど常に政治の領域においてであることが分るのである。鬭争は通常、新税をめぐって起っている。すなわち、敵対する両者が奪い合っているのは、行政権ではなくて、立法権である。双方ともそれまで立法権を奪取する権利をもっていなかった。大革命が近づくにつれて、この傾向はますます強くなっている。民衆の情熱が燃え上がり始めるにつれて、高等法院はますます政治に介入するようになっていく。他方では同時に、中央権力とその役人が一層経験を積み有能になるにつれて、高等法院は本来の行政に介入することがますます少なくなっていく。その結果、高等法院は日々行政官としての役割を失い、法制審議院の委員としての性格を強めていった。」⁽⁴³⁾

ところで、高等法院が行政官としての役割を弱めていったについては、中央権力とその役人たちの実践的な行政能力の向上だけではなく、高等法院の方に権力源の創出・拡大を促す新しい時代の要求に敏感に対応するだけの適応性が欠けていたことにある、とトックヴィルは見る。この視点は、権力体系の変容とそれを促す客観的状況との関連は如何という観点からも、きわめて重要である。そこで、トックヴィルは、時代の進歩の中に自己を適切に位置づけえなかった高等法院の先例墨守の保守精神を問題にする。「時代の進歩とともに、中央政府には絶えず新しい活動分野が開かれているが、裁判所はこの分野で中央政府の後を追うだけの機敏性をもっていない。なぜなら、先例のない、慣例的処理に馴染まない新しい公務が問題となるからである。大進歩をとげつつある社会では、時々刻々新しい要求

が生まれ、その各々の要求は中央政府にとっては新しい権力源である。なぜなら、これらの要求を満たすことのできるのは中央政府だけだからである。裁判所の行政的領域が固定したままであるのに対し、中央政府のそれは可動的で、絶えず文明自体とともに拡大している。⁽⁴⁴⁾このようにして、王権の集権的拡大は、「文明の諸進歩」によって創出される「新しい権力源」を獲得することによっても実現されたのである。

次に、トックヴィルは、国王はどのようにして高等法院から裁判権を奪取したのか、という問題について考察している。彼は「ヨーロッパ諸国で、フランスほど通常裁判所が政府に従属していない国はなかった。ところが他方、フランスほど特別裁判所が用いられた国もなかった。この二つのことは、想像以上に緊密に結びついていた⁽⁴⁵⁾」として、この実態について、国王の裁判権収奪の動機とともに、さらに次のように説明している。「フランスでは、国王は裁判官の地位についてはほとんど何もなすことができなかった。裁判官を罷免することも、移動させることも、大抵の場合昇任させることさえできなかった。つまり、国王は裁判官を野心や恐怖によって服従させることはできなかった。そのため、国王はやがて裁判官の独立に邪魔されると感ずるようになった。その結果、国王は他のいかなる国におけるよりもフランスでは、国王の権力に直接利害関係のある訴訟事件の裁判権を裁判所から奪って、それは別に、一層従属的な御用裁判所を創設した⁽⁴⁶⁾。」

トックヴィルのこの記述を具体的に理解するには、国王裁判権の構成上の特質に注目する必要がある。国王裁判権は相互補完的な二つの体系から成り立っていた。一つは、国王顧問会議系列のもつ「国王留保裁判」(justice retenue)といわれる体系である。他の一つは、パリ高等法院系列の常設的な「国王通常委託裁判」(justice délégué)といわれる体系である。トックヴィルのいう「特別裁判所」、「御用裁判所」とは前者に属し、「通常裁判所」は後者に属するものである。高等法院系列は、裁判権の委託ということのために、トックヴィルが「裁判官の独立」という

言葉で指摘しているように、王権から自立する傾向をもっていた。⁽⁴⁷⁾ では、国王顧問会議―地方長官体系はいかなる原理と権限をもって高等法院体系の「裁判官の独立」を突き崩したのであろうか。この裁判権収奪の激しい抗争過程で決定的な役割を果たしたものとして、トックヴィルは「訴訟移送権」(evocation)を最も重視する。「訴訟移送権」とは、制度史家G・ゼレルに従うならば、「訴訟を留保するため、適格の裁判所に国王がその最高主権をもって訴訟事件を移送すること」⁽⁴⁷⁾である。トックヴィルによれば、国王顧問会議は、この国王留保裁判権(訴訟移送権)を積極的に行使することによって、通常裁判所に対して絶えず干渉し、行政上の訴訟事件を奪い取った。彼は国王顧問会議の訴訟事件目録を丹念に調べ、一八世紀には国王顧問会議が発した訴訟移送の多いことから、「例外が少しずつ一般化され、事実が理論に変わっている」⁽⁴⁸⁾と述べている。例外の一般化、既成事実の論拠化という権力の論理は、国王顧問会議の高等法院体系に対する権限収奪を合法化するものでもあった。

訴訟移送権を補強するものとして、次のような「国家の原理」が確立される。「公共の利益に係わる訴訟や行政行為の解釈をめぐって起る訴訟はすべて、常任裁判官の管轄に属さず、彼らの唯一の役割は私益間の訴訟について判決することである、ということが、国家の原理として、諸法律の中にはなく、法律を適用する人々の精神の中に確立⁽⁴⁹⁾されている。」⁽⁴⁹⁾ここでいう「常任裁判官」とは、高等法院体系に属する常設的な通常裁判所の裁判官のことである。このようにして、国王顧問会議の一部局である司法顧問会議の訴訟移送権の行使を通じて、王権は、通常委託裁判機構たる高等法院から先ず行政裁判権を収奪し、それを純粋な民事・刑事の司法機関に限定しよう⁽⁵⁰⁾と企てたのである。訴訟移送による行政裁判の奪取は、とりもなおさず王権の「行政的制覇」を狙ったものである。

このような、高等法院からの行政裁判権の収奪は、政治的には、高等法院を基軸とする売官制にもとづく旧官僚機

構から、国王顧問会議―地方長官体制を中核とする任命制に基づく中央集権的新官僚機構への転化の画期をなしたということが出来る。⁽⁵⁰⁾ トックヴィルはこのことを、徴税をめぐる訴訟問題だけでなく、道路交通規制、公道管理、河川航行等に係わる訴訟問題までも、国王顧問会議と地方長官との排他的権限に属していた、という事実に見ている。すなわち、「公権力が係わる訴訟問題の解決はすべて行政裁判所でなされた」というわけである。そして彼は、その結果生じた「司法権と行政との混合」は「裁判官の独立」を危うくするものであるとして、次のように批判している。「司法の行政への介入は公務にしか有害ではないが、行政の司法への介入は人々を墮落させ、革命的にすると同時に隷属的にする傾向がある。」⁽⁵²⁾

なお、トックヴィルは、こうした行政権の司法権への介入に、直轄官僚優位の体制の整備を見た。つまり、役人の身分保障の問題である。これについては簡単な言及にとどめる。「旧王政下では、政府は官吏に、一般市民のように裁判で自由しなければならぬという不愉快なことを免れさせるよう配慮していた。」⁽⁵³⁾ このような黙秘権という特権による身分保障は、「違法な恣意的措置」であるという。彼によれば、アンシャン・レジーム下では、裁判所が「中央権力の代表」すなわち直轄官僚を起訴しようとすれば、通常、国王顧問会議が裁決をもって介入し、被告を常任裁判官から奪い取って、これを自ら任命した受任官たちの前に移送した。この種の訴訟移送は上級役人だけでなく小役人についてもなされた。「どんなに細かい糸でも行政と繋がっておれば、それ以外の何ものも恐れる必要はなかった。」⁽⁵⁴⁾ このような直轄官僚優位の体制に、トックヴィルは「行政の傲慢」、「行政的専制」の実体を見たのである。

これまで直轄行政支配機構の集権的整備の過程について、トックヴィルのテキストに可能な限り忠実に依拠して考察してきた。いふなれば、「直轄官僚系」(commissaires)⁽⁵⁵⁾ を中心とする新官僚体制の形成・拡充を出来るだけ実態的にフォローしてきた。そこに浮き上がるのは、例えば地方長官の場合に典型的に見られるように、所管内権限の

執行に自己を徹するといった、目的合理的な職務機能者群を中心とする官僚機構であった。その機構は特権的な旧諸権力の漸次的縮小ないし形骸化の過程で再編・創設されてきたものであること、それはまた、そうした旧諸権力の代表的担い手である「保有官僚系」(officiers)の地方分権的志向と、直轄官僚系の中央集権的志向との対抗過程でもたらされた、王権の「行政的制覇」の産物であることも、トックヴィルの執拗な例証を通して知りえた。このようにして、結局、保有官僚系が自己の特権擁護の実践的拠点としていた「地方の自由」は、直轄官僚系の「後見」、すなわち、トックヴィルのいう「行政的後見」の下に置かれたのである。これが、とりもなおさず、「形骸」と化した「地方の自由」の実態である。次に、彼は、王権の「行政的制覇」以前の地方政治の社会学的風景面を見据えつつ、「地方の自由」の形骸化を促進している別の制度的要因を説明しようとするのである。

都市の自治権の漸次的縮小ないし形骸化が始まる以前の地方の政治生活について、トックヴィルは次のように描いている。「フランスでは、都市の自由 *liberté municipale* は封建制度のあとにも生き残った。領主がすでに農村の行政を行わなくなったときにも、都市はまだ自治権 *droit de se gouverner* を失わずに保持していた。一八世紀末頃までには、小さな民主的共和国のような形態を保持している都市も見つかるのである。このような都市では、行政官は全人民によって自由に選ばれ、全人民に対して責任を負っていた。また、都市の生活は公共的・能動的 *active* であり、都市は自らの諸権利に対してまだ誇りをもっていたし、自らの自主独立にきわめて強い執着をもっていた。⁽⁵⁶⁾ここで「自由」というのは、引用からも明らかのように、身分的・特権的制約の中にある「自治権」や「自主独立」を意味し、しかも、とくに留意すべきは、その自由が「公共的性格」(*nature publique*)を有していたということである。

ところで、この「都市の自由」に「公共的性格」を失わせ、「自治権」を形骸化した最大の制度的弊害は、「売官制」

(venalité des offices ou charges) である」とトックヴィルは見なし、次のように述べている。「諸選挙は、一六九二年にはじめて全面的に廃止され、そのときに自治役員職 fonctions municipales は公売に付された。すなわち、国王が各都市で、ある一部の住民に、他のすべての住民を永続的に支配する権利を売ったのである。⁽⁵⁷⁾」つまり、住民の選挙から支配権の公売へという一大転換によって、自治権は「公共的性格」を失ったというわけである。公職の売買こそ都市共同体の「公共性」破壊の元凶であるとするトックヴィルの核心的認識は、やがて公共性(政治)とモラルの問題への発展を用意することになる。

このような認識から、トックヴィルが、「売官制は都市リベレテ・デ・ヴィールの自由と同時に都市の福祉を犠牲にすることであった」として述べた次の見解は、官職を買得した保有官僚が正当・有効な権限の執行よりも官職の利権化、既得権益の擁護に走って、住民を顧みなかったことを示唆している。「公職の売買は、裁判所にとってはしばしば有益な効果をもたらす。なぜなら、公正な裁判の第一条件は裁判官の完全な独立にあるからである。ところが、とりわけ責任、服従、熱意が要求される本来の行政にとっては、公職の売買は常にきわめて有害であった。王国政府はその点では間違いを犯さなかった。政府は都市に強制した制度を自らに適用しないように大いに配慮し、地方長官と長官補佐の官職を公売に付さないように留意した。⁽⁵⁸⁾」

右の引用に関連して、三点だけ注意しておこう。第一は、すでに多くの研究が明らかにしているように、トックヴィルも、絶対王政期の官僚を二つの体系に大別していること。第二は、公的職務であると同時に社会的地位でもある「官職オフィス」を売買・譲渡・相続によって得た保有官僚が公的機能を私的占有と化して、王国行政の担い手としては有効に機能していなかったために、その補完機構として、官職売買によらない直轄官僚が導入されたこと。第三は、トックヴィルは、長官補佐職は官職売買の対象から外されていたと述べているが、これも史家の研究に従えば、長官補佐

職が一時期売官制の対象になっていたこと。もしそうだとすれば、時期の微妙な問題はあるが、中央権力から地方長官まで及んでいた指揮命令系統の一貫性は、そのまま長官補佐にまで及んでいたのかどうか、は問題である。

売官制と「都市の自由」の喪失との関連は、トックヴィルにとっては、きわめて重要な課題であった。彼はルイ一四世の売官制濫用を批判して、こう述べている。「あらゆる歴史的輕蔑に値することは、売官制という大革命がいかなる政治的見識もなくなされたことである。ルイ一一世は都市の自由の民主的性格を恐れたがゆえに、それを制限した。ところが、ルイ一四世はその自由を恐れていなかったにもかかわらず破壊してしまった。その証拠に、国王はその自由を買い戻すことのできるすべての都市に売りつけたのである。」⁽⁵⁹⁾そして、それは「財政の急場しのぎ」のためであったという。彼は、このような売官制こそ、「都市の構造全体が政治的見識によってではなく、国庫に財源をとりこもうとする欲求から、どのようにして破壊されたか」⁽⁶⁰⁾の最大の原因の一つと見なすのである。

では、一体何故、売官制は、地方政治の実権の保有官僚系から直轄官僚系への漸次的移行を促進したのであろうか。トックヴィルの次の批判的論述がこの問題を解く手掛りを与えてくれる。「売官制を創設し、それがやがて少しずつ世界のどこにも見られないほど奇妙奇天烈なものに発展していったのは、金の必要からに他ならなかった。それは同時に三部会に金の要求をしたくないという願いからでもあった。財政至上主義 *esprit de fiscalité* がもたらしたこの制度によって、第三階級の虚栄心は、三世紀もの間そのかさされて、専ら公職の買得に向けられたのである。諸革命と隷従との共通の源泉となった普遍的な公職買得熱が国民の心の中にまで浸透した。財政窮乏が深刻化するにつれて、新しい公職が創設され、それを買得すれば必ず免税権や特権が与えられた。公職創設の決定は行政の必要からではなく国庫の必要からであったから、このようにしてほとんど信じられないほど多数の全く不要・有害な公職が創設されるに至ったのである。……このようにして少しずつ増えてきた行政機構はあまりにも巨大かつ複雑で、込み

入った非生産的なものであったがために、ある面では空転にまかせ、その機構の外にもっと簡単に運用しやすい統治の手段（直轄行政機構）を案出しなければならなかった。そうした（官職保有の）役人たちがやっているふりをして、いることを実際にやってのけたのは、この統治手段（直轄官僚たち）であった。⁽⁶¹⁾（カッコ内筆者）

右の引用に關してとくに補足しておくべき点は、官職に付帯している權益が官職保有者の政治體質を規定しているということである。その權益として、まず第一に、トックヴィルが指摘している免税特権があるが、その他の特権として注目すべきものに貴族身分取得の特権がある。第二の權益としては、固定給与部分と役得収入部分とからなる官職収入がある。⁽⁶²⁾したがって、保有官僚はこれらの權益の擁護のために公務を処理し、公権力は彼らの私的専有物となる。トックヴィルが着目したのは、こうした官職の利権化こそ「都市の自由」を形骸化し、その「公共的性格」を失わしめた主たる原因である、という点である。「自治役員職」(offices municipaux) を買い戻すために莫大な金が支払われ、その金は「都市の利益」には還元されない。だから、都市は「自治役員職の権威と特権の重圧」しか感じていない、とトックヴィルはいう。そして彼は、売官制は「奇妙な税」であるばかりでなく、「アンシャン・レジームのあらゆる特徴のうちで最も恥ずべきもの」である、と批判している。⁽⁶³⁾

これまで見てきた通り、都市の自治権の縮小ないし形骸化は、同時に王権の「公権的資質」の拡充を容易ならしめた。王権の直轄行政機構による集権的支配を確立するためには、権力の集中だけではなく、法律の画一化が急務であった。そこで、すでに指摘したように、トックヴィルは、旧王国行政の特質として、「規則と権限の多様性、諸権力の錯綜」を挙げていたが、そうしたものの残骸のために、「一八世紀の都市の自治を正確に説明することは難しい」と述べている。さらにいわく。「都市の権力源が絶えず変化していることのほかに、各都市は旧構造の断片のいくらかをまだ保持し、独自の慣習をもっているからである。フランスでは二つの都市がすべての点で全く似通っていると

いうことは恐らくないであろう。⁽⁶⁴⁾ところが、「この表面的多様性の下に類似性が隠されている。」トックヴィルのいう類似性とは、政府が制定した「都市の行政に関する一般的法律」による「都市の公務」の画一的処理のことである。⁽⁶⁵⁾こうした中央集権の論理の普遍的浸透から、トックヴィルは、「都市行政の相異はもはや皮相的・外見的なものにすぎず、その根底はどの都市でも同じである」として、地方の独自性の実質的な消滅を宣告するのである。

以上が、トックヴィル自身いつているように、「王国のほとんど全域にわたって、地方生活の独自性がずっと以前からどのようにして消滅したのか」についての説明である。フランスの近代国家形成における統合の問題を考える上で、トックヴィルの次の論述はきわめて示唆的である。「地方生活の独自性の消滅は、全フランス人の大類似化を大いに推進したのである。まだ残存している多様性を通して国民の統一 *unité de la nation* がすでに透けて見える。法律の画一性が国民の統一を明るみに出したのである。一八世紀の流れを下るにつれて、帝国全体に、同一の方式で、同一の規則を適用する勅令、国王宣言、国王顧問会議裁定の数が増えているのが見られる。きわめて一般的・画一的な、全国で同一の、全国民にとって同一の法律という観念を抱いているのは、治者だけでなく、被治者でもある。この観念は、大革命勃発以前の三〇年間に次々に出された改革案のすべてに見出される。⁽⁶⁷⁾」このようにして、「国民的統一 *unité nationale* は政治的統一 *unité du gouvernement* を容易にした。政治的統一は国民的統一に役立った⁽⁶⁸⁾」、とトックヴィルはいう。

(二) 「受動的住民」と自由の「形骸」

これまで、王権による「行政的制覇」が国民的統一と政治的統一をもたらしたとするトックヴィルの見解とその論証とを中心に概観してきたが、彼がこれから問題にしようとするのは、「表面的・皮相的」ながらも残存した地方の独自性と自由が後に「行政革命」で担うことになる再生的役割である。もしこの点を無視するならば、「アンシャン・レ

ジームの政治のきわめて不完全な様相」しか知らないことになり、「大革命を引き起した社会」を正しく理解することにはならない。アンシャン・レジーム下で、市民は分裂し、小集団化し、他方王権は拡大され強力であったという事実から、「独立精神は公共的自由とともに消滅し、フランス人はみな平等に隷従を強いられていた」と信じるかもしれないが、実はそうではない、とトックヴィルはいう。何故か。「アンシャン・レジームでは、政府だけが公務を絶対的に統轄してはいるが、まだすべての個人の主人ではなかった」からである。⁽⁶⁹⁾つまり、フランスの国民的・政治的統一は、王権の直轄行政の集権的支配によって「上から」創り出されたものである、というわけである。

このような認識から、トックヴィルは「地方の自由」の残存とその意義について次のように述べている。「すでに絶対的権力のために準備されていた多くの制度のただ中で、自由は生きていた。しかし、それは今日では理解し難い一種の特異な自由であった。その自由がわれわれにもたらした善と悪を理解しうるには、それを詳細に検討する必要がある。一方では、中央政府がすべての地方権力に取って代わり、公権力の全範囲を次第に覆っていったが、他方では、中央政府が存続させたか新設した諸制度、旧慣習や旧習俗、それに悪習までもが中央政府の活動を妨げ、多数の個人の魂の底にはまだ抵抗の精神を持ち続け、多くの個人の性格に一貫性と特異性を失わずに保持していた。中央権力はすでに今日と同じ性格、方法、目的をもってはいたが、まだ同じ権力をもつには至っていなかった。」⁽⁷⁰⁾

右の引用で明確になったことは、王権は「公権的資質」を拡充させたとはいえ、その直轄行政支配は、指揮命令系統が末端にまで貫徹しない不完全行政支配であったということ、したがって、別の面から見れば、権力やそれに伴う権益を縮小させながらもなおそれに固執する特権諸集団や地方都市が頑固に生き残っていたということである。このダイ・ハードの、「下から」の部分がやがて「政治革命」を誘発する「行政革命」を準備することになる。つまり、絶対王政の権力構造は、表面的には、中央集権による国民的・政治的統一国家の相貌を呈しながら、その実態において

は、錯綜する伝統的要素に規制された社会構造によって特徴づけられていた。トックヴィルは、アンシャン・レジームの史実の森に分け入り、それらを懇切丁寧^ニに調べあげて、この権力構造の特質を把握したのである。

次に、このような特質を念頭に置いて、王権の「行政的制覇」以前の地方の政治生活とそれ以後の変容に関するトックヴィルの実態的講究を見ることにしよう。まず第一に、「都市の政治」は、大抵の場合、二つの「会議」(assemblée)に委ねられている。トックヴィルはそれぞれ「第一会議」、「第二会議」(または「総会」と呼んでいる。第一会議は「自治役員」(officiers municipaux)から成り、コミューンの「執行部」であり、当時は「都市役員団体」(corps de ville)と呼ばれていた。自治役員は、選挙による場合または官職買得による場合があり、無給である代わりに必ず免税その他の特権をもっている。「自治役員の間には位階的序列はなく、行政は団体として行われる。個人として行政を行い、その責任を負う行政官はいない。」

総会は、まだ選挙が行われているところでは、都市役員団体を選び、重要な公務に関与している。一五世紀には、総会はしばしば全住民によって構成されていた。「総会の慣行は、われわれの先祖の民衆的特質 *genie populaire* と一致していた。当時は、自治役員を選んだのも住民全体であったし、彼らが時々意見を求めたのも住民に対してであったし、報告をしたのも住民に対してであったからである。」ここで、トックヴィルは、「民衆的特質」とは何かについて明快に答えている。このような状況は一七世紀末にはまだ時たま見られたという。

では、このような「民衆的特質」は、一八世紀になって、一体どのようにして変容または消滅していったのか。そのことについて、トックヴィルはこう説明する。「一八世紀には、総会を構成しているのは、もはや団体 *corps* として行動する住民自身ではない。総会はほとんど常に代表制を採っている。ところが、ここで充分考慮すべきことは、総会はやどこでも民衆全体によって選挙されるのでもなく、民意 *esprit du public* を受けてもいない、とい

うことである。どこでも、総会は名士たちによって構成されている。そのうちのある者は自らに固有の権利によって総会に出席している。他の者はギルドや各種団体 *compagnies* の代表として総会に送られ、各人は総会でこの特殊な小社会が与えた強制委任を果すのである。⁽⁷³⁾つまり、総会の主体は、団体として行動する民衆全体から特殊な諸団体の代表としての名士たちへと変わったのである。それと同時に、「民衆的特質」は名士的な特質に転化した。それはまた地方政治の直接的な性格の代表的性格への変質をも意味している。

ところが、トゥクヴィルによれば、一八世紀が進むにつれて、総会では名士が増え、工業ギルドの代表は減り、ほとんど出席しなくなっている。その結果、総会はブルジョワから成り、職人はほとんど含まれていないという。⁽⁷⁴⁾無論、このような変容の過程は階級の分化・対立を伴っているが、階級構造の問題はトゥクヴィルにとってもきわめて大きな課題であるため、その検討は別稿に譲りたい。総会から疎外された住民は自らの「公共的資質」(*nature publique*)を放棄して、敢えてH・D・ラスウェルの類型に従えば、非政治的人間ア・ポリティカルとなった。つまり、住民は、「もはや実体のない欺瞞的な外見」、例えば「自由の空虚な見せかけ」や「自由な選挙の空虚なイメージ」にだまされることをやめ、コミュニヌの公務への参加や投票を積極的に拒否して、自分自身の壁の内に閉じこもって「われ関せずの生活」をしていた、とトゥクヴィルはいう。⁽⁷⁵⁾当然、このような民衆の非政治的態度は、都市の自治的性格を形骸化することになる。「都市の政治はどこでも小寡頭政治に墮落していた。一部の家族が都市の全公務を、個人的な視点から、民衆の眼からかけ離れたところで処理し、民衆に対して責任を負うことをしなかった。これは、フランス全域にわたって、都市の行政が陥っていた病弊であった。地方長官はみなこの病弊を指摘してはいたが、彼らが考えた唯一の救済策は、地方権力をますます中央政府に従属させることであつた。⁽⁷⁶⁾」

このように、官職保有の特権層が自己の権益擁護を中心に都市の政治を行えば、寡頭政治が構造化してくるのは必

然である。その反面、保有官僚の統轄力は弱まって、都市は、かつての都市役員団体のような、「行政団体」としてのまとまりも、「公共的性格」も失っていく。トックヴィルは、このような状況から判断して、「都市の自由」は「民衆的特質」を失い、「小寡頭政治」を实体化し、ついに「空虚な見せかけ」に墮した、といっているのである。

都市行政の病弊を救済するために、われわれがすでにトックヴィルのアンシャン・レジーム解剖に即して見てきたように、「中央政府が最も重大な問題から最も小さな問題に至るまで、都市のあらゆる公務に介入する」⁽⁷⁷⁾中央集権的な直轄行政支配機構が整備されるのである。こうして、巨大で穏和な相貌を見せるのが、トックヴィルのいう「行政的専制」国家である。しかし、彼にとって問題は、中央集権化がもたらしている都市行政の混乱である。「少なくとも、都市の中央政府への緊密な依存関係が都市の財政を保護していたらまだしもだが、そうではない。中央集権がなければ、都市は直ちに崩壊するだろう、という主張があるけれども、私はそれに反対である。一八世紀には、中央集権は都市の崩壊を阻止することができなかったことは確かである。一八世紀の行政史全体が都市の公務の混乱を示している」⁽⁷⁸⁾彼のこうした批判的認識から、「政治革命」に先行する「行政革命」という観念が導き出される。それについては、後で検討することにしよう。

さて、トックヴィルの考察は、都市の政治生活から、さらに村のそれに発展していく。ここでは、アメリカのタウンシップを引照基準とした論述も見られる。ところで、彼は、都市と村とでは権力と形態は異なるけれども、「行政的制覇」による独立性と共同体性の崩壊は類似の現象である、という認識から、分析・論証を始める。彼によれば、中世においては、各村の住民たちは「領主とは別の共同体」を形成していた。この共同体は自然生的なものである。領主はその共同体を利用し、監視し、支配していた。ところが、他方、「共同体は固有の財産を若干共有し、自らの首長を選び、民主的に自治を行っていた。」都市の場合と同様に、中世の村には「民衆的特質」が見られた。こ

のような「教区の旧構造」すなわち民主的自治の痕跡は、イギリス、フリードリッヒ大王治世下のドイツ、一八世紀のフランスにも若干残っていた⁽⁷⁹⁾、とトックヴィルはいう。

この事実の発見には、アメリカ研究者ならではの講究体験がある。「私はある地方長官区の古文書の中で、アンシャン・レジームの教区の実態を初めて調べたとき、非常に貧しい隷属的な共同体の中に、かつてアメリカの農村共同体^{コミューン}を見て瞠目したいくつかの特徴を再発見して驚いたことを想い出す。当時、私はそれらの特徴は新世界に固有の特異性に違いないと誤解していたのである⁽⁸⁰⁾。」そこで、フランスのアンシャン・レジームの教区とアメリカの農村共同体との類似点として、トックヴィルが指摘しているのは、次の三点である。第一に、「厳密な意味での自治役員団体 corps municipal の常任代表」をもっていないこと。第二に、行政は「共同体全体の監視」の下に役人によって個別具体的に行われていること。第三に、総会を開催し、全住民が「単一の団体」として、行政官の選出および重要問題の解決を行っていること。これらの類似点から、トックヴィルは、「両者は、たどった運命こそ大いに異なっているが、その出生は実際には同じであった」と述べている。ここでいう運命の相違とは、「中世の農村教区が突然封建体制から遠くかけ離れた世界に移されて、完全な自治を樹立し、ニュー・イングランドのタウンシップとなった。フランスでは、農村教区は領主から離れたが、国家の強力な手に握られた⁽⁸¹⁾」ということである。

では、農村教区はどのようなようにして「民衆的特質」を漸次失っていったのであろうか。その変容の過程について、トックヴィルは次のように見ている。以下、それを概観しておこう。まず第一に注目すべきは、かつて住民と協同して教区自治を担っていた教区役人の数が減ったことである。逆に見れば、教区行政を補完する形で、中央権力の行政支配が入り込んできたことである。地方生活が比較的活発であった時期には、教区役人の数も多く、その数と名称も地方によってまちまちであった。ところが、地方生活が萎靡沈滞するにつれて、教区役人の数も減って、一八世紀

にはついに集税人と「代理役」(syndic)の二つだけになった。すでに疑問点として指摘したことであるが、トックヴィルはこの事実にも、王権の直轄行政支配機構の指揮命令系統が末端にまで貫徹していた、と見るのである。彼のその見解に関する実証はこうである。集税人は地方長官の直接命令に従ってタイユを徴収し、代理役は長官補佐の不断の指揮下におかれ、公共の秩序や政務に関係するあらゆる行動において、地方長官を代表していた。このようにして、教区役人はどこでも「共同体の代表」というよりは「国家の手先」となった。⁽⁸²⁾ トックヴィルの説明からは、彼のいう集権的官僚行政の末端への貫徹は、制度上なのか実態上なのか、あるいはその双方においてなのか、は判別し難い。

第二に、領主の行政離れ、および、それによる伝統的な恩顧—庇護の人格的結合関係の崩壊がある。「貴族たちは、本来の行政、すなわち、民衆と直結している公務には全く関与しなかった。」その本来の行政を担ったのは、「国王の役人たちである。何故そうなのか。貴族たちは「権力そのものよりも権力の外見に執着していた」からだという。だから、彼らは将校、大臣職といった「国家の重職」だけを目ざし、「地方行政のこまごました事柄」を国王の役人たちに任せたのである。⁽⁸³⁾ そして、トックヴィルは、「貴族に今日政治に従事するように勧めようものなら、彼の自尊心を傷つけることになるだろう」と述べ、それが「心性」^{マンタリテ}の問題と貴族の政治観と関連している、と見なすのである。

まず、「心性」の問題としては、トックヴィルのいう次のような「一種の心の不在地主制」がある。「地方貴族はもはや農民の長ではなくなくなっていたから、かつてのように農民に気を配ったり、農民を助けたり、指導したりすることではもはや得をすることはなかった。他方では、農民と同一の公共の負担を負わなかったから、共にしたことのない農民の貧窮に対して強い同情を感じたり、全く無縁の苦情に同調したりすることはできなかつた。農民はもはや貴族の臣民ではなかつたが、貴族はまだ農民の同胞ではなかつた。⁽⁸⁴⁾」ここから逆に、国王の役人たちが地方行政を統轄するに至る以前に、教区に共同体としてのまとまりを与えていた「心性」を窺うことができる。

次に、貴族の政治観である。「一八世紀には、村は全成員が貧乏で、無知・粗野な共同体である。村の役人も農民のように無教養で、蔑視されている。代理役は文盲である。村の徴税人は隣人と自分自身の運命がかかっている計算書を自分の手で作成することはできない。村の古くからの領主はもはや村共同体を統治する権利をもっていないばかりでなく、村の統治に関わることを一種の墮落と見なすに至っている。タイユを課し、民兵を徴募し、賦役を決めることは代理役の職務で、卑しい行為と見なされた⁽⁸⁵⁾」こうして、農民は「見捨てられた階級」となり、貴族は、イギリスの「開かれた貴族階級」とは逆に、「特権的・閉鎖的階級」として「カースト化」し、中産階級からも民衆からも引離されて、「兵隊なき将校団」にすぎなくなった⁽⁸⁶⁾。そして、トックヴィルは、「フランスでは、ヨーロッパ諸国のうちで最も早く最も完全にあらゆる政治生活が消滅してしまったために、個人は公務参加の慣習も、事実の中に民衆運動の体験および民衆の考えを読み取る習性も、ものの見事に失ってしまった⁽⁸⁷⁾」と慨嘆している。

貴族の政治離れは、同時に村離れを伴った。いわゆる村の過疎化現象とその結果について、トックヴィルは次のように説明している。「貴族が⁽⁸⁸⁾政治的権利を失って、他の権利を獲得できなくなるにつれて、また同時に、地方の自由 *libertés locales* が消滅するにつれて、貴族の離村は増えていった。……貴族はもはや村に留まりたいとは思わなかった。村の生活は、彼らにとって魅力のないものになっていたのである⁽⁸⁸⁾」このような離村は何も貴族に限ったことではなく、「富裕な土地所有者たち」についても見られた。ブルジョワや富裕な農民たちが都市に「避難所」を求めて去った後の農村の光景を、トックヴィルはテュルゴの名言に託した。すなわち、「教区は、小屋と、それに劣らず受動的な住民 *habitants passifs* との集まりである⁽⁸⁹⁾」中央集権化による過疎化と都市集中という同時現象から、トックヴィルは、一八世紀のフランスの像を、「中央集権の国、富裕で教養のある住民のいない農村」、さらにつけ加えて、「中央集権の国、不完全で旧套墨守の文化の国⁽⁹⁰⁾」と典型化して呈示しているのである。

確かに、右に見たように、「地方の自由」の実体は消滅した。しかし、「自由の空虚な外見」は残っている、とトックヴィルはいう。「大革命までは、フランスの農村教区は、中世の教区に見られた民主的な側面を若干その政治の中にとどめていた。」その「民主的な側面」とは、まさに「形骸」(vaines apparences)の如くして、例えば、自治役員を選出や共通問題の討議では、貧者も富者も会議に出席する権利を与えられながら、「厳密な意味での討議も投票」も行われないという、形だけの会議であった。この会議は、意見を表明することはできても、もはや「自らの意志を行う権利」はもっていない。また、地方長官の許可を得たあとでなければ、発言は許されなかった。選挙に関しては、地方長官が必ず満票を獲得できる候補者を指名することがしばしばで、自主的に行われた選挙は破棄された。これがまさにトックヴィルのいう「行政的後見」(tutelle administrative)の実体の一側面である。彼は、この会議は「最も絶対的な政治と最も極端な民主政治の諸形式のうちのいくつか」とが結合した「小型版」であると見なしながらも、その「自由の空虚な外見」の存在意義を軽視しはしなかった⁽⁹¹⁾。しかも、この「自由の空虚な外見」は、ほかならぬ「行政的後見」の必然的産物である。

「行政的後見」の下に置かれ、「形骸」と化した自由について、トックヴィルは次のような観点から問い直すのである。「教区の旧政治のこうした最後の残骸は、農民たちにとってはまだ貴重なものであった。そして、今日でも、あらゆる公共的自由のうちで、農民がよく理解している唯一のものは、教区の自由 *liberte paroissiale* である。農民たちには実際関係のある、公共的ナチユール・ピユブリック性格を有する唯一の問題は、この教区の自由である。農民は一人の主人の手に全国民の政治を進んで委ねても、自分の村の行政に関して一言も発言する必要はないなどという考えには反抗するのである。最も空虚な形式であっても、まだそれほど重みがあるのである。」⁽⁹²⁾教区には、「最も空虚な形式」ではあっても、共同性の日常的体験とそれと密着する利害関心とを共有しうる政治生活の空間は残っている。トックヴィルは、

「形式」の重要性について、『デモクラシー』でもしばしば強調している。⁽⁹³⁾

以上が、トックヴィルのいう「行政的専制」国家の実体である。つまり、それは、一方で自由を「空虚な外見」として残しながら、他方で、「すべてを奪取し終えると、穏和になった、すなわち、だんだん圧制的でなくなり、一層指導的になった。」⁽⁹⁴⁾これが「行政的後見」の二つの側面である。トックヴィルは、そのような「行政の変質」によって、アンシャン・レジームの「官僚行政」(administration de la bureaucratie)は「国家の指導者、個人の後見人たる、唯一全能の行政」として特質化され、その「本質的なもの」は大革命後に引き継がれた、⁽⁹⁵⁾と見なすのである。

しかし、われわれがこれまで見てきた直轄行政支配体制は、大革命の二年前に一大変革を強いられるのである。トックヴィルはこれを予備革命としての「行政大革命」(grande révolution administrative)と呼ぶ。彼は、「政治革命」に先行して「行政大革命」が行われたことを、「今日誰もほとんどそのことについて言及していない」と自負をこめて強調している。実は、この「行政革命」とは、トックヴィルによれば、一七八七年に行われた「規則と行政慣行の全面的な突然の大革新」⁽⁹⁶⁾のことである。

この改革でトックヴィルが注目しているのは、次の点である。第一に、地方長官のそばに地方の自らの「行政団体」としての州議会が置かれたこと。第二に、各村では選挙で選ばれた自治役員団体が旧教区会や代理役に取って代わったこと。第三に、新法律が古い慣習や州の特殊事情を顧慮せずに、全国に、同時に、同一の方式で施行されるという「統一志向」を示していること。第四に、新法律の欠点として、それによって創設された全権力が「団体的」^{コレクティブ}であること。その結果、州議会の権限が拡大され、地方長官の権限は縮小された。とりわけ、第一と第四からも明らかかなように、執行権はいかなる個人にも与えられなかった。すなわち、州議会が政治を行い、行政を監督したばかりでな

く、自らまたは自ら任命した臨時委員会によって行政を行った。つまり、ここでは「執行権と監督命令権とを分離する」という理念は全く見られない。この理念がフランスの公行政で発見されたのは、一九世紀になってからである。⁽⁹⁷⁾以上が、一七八七年の「行政革命」の内容に関するトックヴィルの分析である。

では、この行政改革のいかなる点が「政治革命」に連動する要因となったのであろうか。それはすべて右の四つの改革点に密接に連関していることであるが、とりわけ革命的性格をもった要因は、新しい「行政団体」としての州議会が「古いやり方を一挙に変え、最も古い悪弊を急激に改めようとする飽くなき攪乱的な熱意」にかられていたことである。「古いやり方」とは、主として国王顧問会議―地方長官体制による「行政慣行」である。つまり、「新しい行政機構が諸権力の秩序を乱したばかりでなく、人間の相互の立場を突然変え、すべての階級を対立・闘争にかりたてた」ことである。⁽⁹⁸⁾それだけではなく、州議会は「団体的で無責任な権力」で、なにしろ行政的な知識・経験が貧困であるために、従来地方長官が監督・指導していた公務を円滑に処理することはできず、行政の遅滞・混乱をもたらした。他方、改革の四点からして明らかなように、州議会と地方長官との「暗黙あるいは赤裸々な対立」は不可避で、それによっても行政は遅滞し混乱した。このような行政的混乱の状況から、新しい胎動として「政治革命」が準備された。⁽⁹⁹⁾これが、トックヴィルの着目している、「行政革命」の「政治革命」誘発の原因である。

これまでの概観全体から、アンシャン・レジームにおける権力体系の変容の過程で、絶対王政期の権力構造は極度に集権化された「官僚行政」的国家体制の特質を顕著に示していたが、それも、トックヴィルによれば、生き残っていた「自由の空虚な外見」の再生的覚醒によって、一七八七年の「行政大革命のもたらした混乱」を経て、一七八九年の「政治革命」の挑戦を受けた。⁽¹⁰⁰⁾しかし、それにもかかわらず、「それ以後、アンシャン・レジーム下の中央集権に本質的なものは何も加減されなかった」とトックヴィルはいう。こうした根底的変動の中で生き残った「中央集

権的行政」体制は、フランス近代国家の典型的な永続的特質となるのである。そして、彼は、自らの長いアンシャン・レジーム解剖作業の一環として、その特質が大革命後の変動をどのように生き抜いているか、をわれわれに明快に概観してみせるのである。そこにまた、彼の絶えざる現在への感受性を感觸することができよう。「われわれはフランスで、一七八九年以来、政治構造全体を根底的に変える革命を数回体験している。そのほとんどの革命はきわめて突然で、実力によって成し遂げられ、既存の法律を公然と破った。それにもかかわらず、これらの革命がもたらした無秩序は決して長期化も一般化もしなかった。それらの革命は大部分の国民には感じとられなかったし、ほとんど気づかれないこともあった。それは、一七八九年以後、政治構造の廢墟のただ中で、行政構造はずっと壊れずに残ったからである。国王の身体と中央権力の形態とは変えられたけれども、公務の通常の流れは中断されたり、乱されたりすることはなかった。各人は自分に関係のある小事においては、自分の知っている規則と慣行にずっと従っていた。各人はずっと普段頼りにしてきた二次的権力に依存し、また通常従来と同じ役人たちを相手にしていた。なぜかという、行政は革命のたびに首をはねられても、その胴体はもとのまま生き続けた。同一の職務は同一の役人によって執行されていた。役人たちは、政治的法律の多様性にもかかわらず、自分の精神と経験とをもちこんだのである。役人たちは、最初は国王の名において、次に共和国の名において、最後に皇帝の名において、裁判と行政を行った。それから運命の輪は再び同じ径路を循環し、役人たちは、国王のために、共和政のために、皇帝のために、いつも同様に行政と裁判を行い始めたのである。なぜなら、役人にとって、主人の名前はいつでもよかったからである。彼の関心事は、市民であることよりもむしろよき行政官とよき裁判官であることであった。だからこそ、最初の衝撃が過ぎ去った後、国内では何の動揺もなかったかのようにみえたのである。¹⁰¹⁾」

こうして、フランスでは、「諸権力」(pouvoirs)の錯綜による幾多の政治体制の変動にもかかわらず、「国家」

(Etat)としての「一体性を保ち続けえたのは、トックヴィルのいう「行政的中央集権」体制すなわち「官僚行政」、「国家行政」の強靱な「胴体」によってである。「諸権力」と中央集権的「国家」との緊張こそ、トックヴィルが捉えてみせた権力体系変容のダイナミクを生み出したのであろう。彼はその両極の力学的連関構造を解明しようと試みたのである。

- (1) 権力集中に伴う王権の「公権的資質」の拡充については、千葉治男「二宮報告についてのコメント」(吉田昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』所収、木鐸社、一九七九年)二三五―二五二頁参照。なお、二宮報告とは、二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(同書所収)一八三―二三三頁。
- (2) L'Ancien Régime I, p. 63.
- (3) Cf. *ibid.*, p. 62.
- (4) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers-Etat?*, 1789, p. 16. 大岩誠訳『第三階級とは何か』(岩波書店)三〇頁。シエイエスの「アンシャン・レジームの破壊」に関して、『特権論』と『第三階級とは何か』の二者を中心にして研究したものとす。Paul Bastid, *Sieyès et Sa Pensée*, 1970, pp. 345-358. シエイエスの『第三階級とは何か』に関するトックヴィルの論述については、L'Ancien Régime, II, pp. 139-147.
- (5) L'Ancien Régime, I, p. 107.
- (6) *Ibid.*, p. 253.
- (7) *Ibid.*, p. 107.
- (8) 一田的領域支配の形成については、二宮宏之「フランス絶対王政の領域的・人口的基礎」(『岩波講座世界歴史15』所収、岩波書店、一九六九年)二二八―二三二頁参照。
- (9) Cf. L'Ancien Régime, I, p. 108. 傍点は筆者、・傍点は原文イタリックである。トックヴィルの「諸権力の錯綜」(enchevêtrement de pouvoirs)と同一の観点から、一七、八世紀フランスの権力構造の実態的把握を試みたものとす。P. Goubert, L'Ancien Régime, T. II, 1969-1973, Positions 参照。P. グーベールは、この時期のフランスの

権力構造は「国家」(Etat) といふ難いほどの「諸権力の錯綜」として捉えることが適切である、と述べているが、トックヴィルにとっては、どのようにしてこの「諸権力の錯綜」から「国家行政」(administration de l'Etat) が形成されたのか、が重要な関心事であった。Cf. L'Ancien Régime, I, p. 94. なお、P. Goubert et D. Roche, Les Français et L'Ancien Régime, Tome I: La Société et L'Etat は、トックヴィルの『アンシャン・レジームとフランス革命』を理解する上で、いくつかの視点を示唆してくれて有益であった。領主裁判権の実態的解明を通じて、「諸権力の錯綜」の問題を提起している論文として、志垣嘉夫「ブルゴーニュ地方北部の領主裁判権制度」(一)、『史學雜誌』第八三編第七号、第八号、一九七四年)、「一七・八世紀ブルゴーニュ地方北部の領主刑事裁判権——クリミナリテの研究——」(『社会経済史学』四三巻二号、一九七七年)。志垣氏の「連の研究は、トックヴィルが政治・社会構造を理解する基本的要素として、政治制度以外に刑罰制度(彼は当時アメリカ監獄制度研究の権威者となった)、相続法、結婚、階級構造等を重視しているという観点から、権力体系解剖にとって有益な一視角であろう。

- (10) (11) Ibid., p. 108.
 (12) Ibid., p. 127.
 (13) Ibid., pp. 127-128. こうした旧特権の縮小ないし形骸化の過程を経て、官僚行政機構が形成されたとする見解として、千葉治男「フランス絶対王政の官僚機構」(『岩波講座世界歴史15』所収、岩波書店、一九六九年) 参照。
 (14) 千葉治男前掲「フランス絶対王政の官僚機構」二四二—二四三頁参照。
 (15) Cf. L'Ancien Régime, I, p. 108.
 (16) Cf. ibid., p. 113.
 (17) 千葉治男前掲「フランス絶対王政の官僚機構」二四四—二四五頁参照。
 (18) Cf. L'Ancien Régime, I, p. 108.
 (19) Cf. ibid., p. 109.
 (20) Ibid., p. 109. トックヴィルは財務総監を単に contrôleur général と記しているが、これは正確には contrôleur général des finances である。
 (21) Ibid., p. 109. 《ministre》の用語法については、P. Goubert et D. Roche, op. cit., T. I, p. 228 参照。

- (22) Ibid., p. 109.
- (23) Ibid., p. 109. 地方長官に関する詳細・包括的な研究書として、Charles Godard, *Les Pouvoirs des Intendants sous Louis XIV, Particulièrement dans les Pays d'élections de 1661 à 1715*, 1901. 本稿では、Statkine-Megarjotis Reprints, 1974 に依る。R. Mousnier, *Les Institutions de la France sous la Monarchie Absolue*, T. II, pp. 484-542. 注目すべき邦語論文として、千葉治男「初期国王監察官制の成立——ブルボン絶対王政直轄官僚制の特質——」〔史學雜誌〕第七五編第二号、一九六六年）、中木康夫『フランス絶対王制の構造』（未來社、一九六三年）三一九—三二一頁。地方総督に関しては、R. Mousnier, *op. cit.*, 455-465. なお、地方総督に関する詳細な研究として、入江和夫「フランス・アンシャン・レジームの地方総督 (Gouverneurs de province) 制——国王官僚機構に関する一試論——」〔一〕〔三〕〔法政論集〕九四卷、九五卷（一九八三年）、一〇〇卷（一九八四年）。
- (24) Ibid., p. 109.
- (25) Ibid., p. 110. 長官補佐については、R. Mousnier, *op. cit.*, T. II, pp. 510-514. 吉田弘夫「アンタンダン制におけるシユブレレゲ官職の売買について——ブルターニュを中心に——」〔上〕〔下〕〔北海道教育大学紀要〕第一部B、社会科学編、第二二卷第一号、第二号、一九七二年）
- (26) 吉田弘夫前掲論文〔六〇頁、二宮宏之前掲「フランス絶対王政の統治構造」一九六頁、千葉治男前掲「フランス絶対王政の官僚機構」二六七頁参照。
- (27) L'Ancien Régime, I, p. 110.
- (28) 千葉治男前掲「フランス絶対王政の官僚機構」二六〇—二六一頁参照。宮内審理官の地方長官以後の経歴を見ると、多くは国王顧問会議を構成する国王顧問官の地位にある。しかも、国王顧問官からは、財務長官職、大臣職、大使等の高官に就任する例が多い。この宮内審理官→地方長官→国王顧問官のコースは、まさにアンシャン・レジーム期の官僚エリートの特徴であったとさえ言える。千葉治男同論文二六一頁参照。Cf. R. Mousnier, *op. cit.*, T. II, pp. 142-148, 484-486, 497-499.
- (29) L'Ancien Régime, I, p. 110. こうした「悔蔑の滝」については、トックヴィルも様々な観点から強い関心をもち、分析を試みている。これは彼の政治・社会分析に社会心理学的なアプローチを適用したものととして注目すべきである。
- (30) Cf. *ibid.*, p. 110.

- (31) Ibid., p. 111. トックヴィルは、地方長官の徴税権限、対物タイユ *taille réelle* と対人タイユ *taille personnelle* に関する。L'Ancien Régime, II, pp. 381-382 で言及。租税体系の構造については、中木康夫前掲書一五一—一六〇頁参照。
- (32) Ibid., p. 111.
- (33) Ibid., p. 111. トックヴィルがここで問題にしているのは、民兵が常備軍となった一七二六年以降のことであろう。Cf. Jacques Ellul, *Histoire des Institutions*, T. 2, Vol. 1, 1956, p. 324.
- (34) Ibid., p. 184. トックヴィルによれば、アンシャン・レジームの農民が民兵制を極度に嫌ったのは、兵役の長期の不安定な状態（結婚していない場合は、四〇歳まで兵役が延長される）、せつかくい籤をひいても、それを無視する徴兵審査会の専断、交代ができないこと、昇進が禁じられていること、農民のうちでも最も貧しい惨めな者に課せられているという屈辱感等が原因である。Cf. *ibid.*, p. 184.
- (35) Ibid., p. 184.
- (36) トックヴィルは、文明のアンビヴァランスについて、一八三〇年四月二日付友人ストッフエル宛ての手紙で、「私見では、文明化すれば人間はよりよくなるということは、絶対的にいえるものではなく、文明化すれば人間は以前にはもっていなかった善い面と悪い面とを同時に得ることになるのです」と述べている。Yale Tocqueville Manuscripts, A VI, in *The Beinecke Rare Books and Manuscripts Library*.
- (37) L'Ancien Régime, I, pp. 111-112.
- (38) このような道路の建設・管理に見られる権限の再編から、トックヴィルは、アンシャン・レジームとレジーム・モデルヌとの類似性を発見する。「公共土木事業を担当している中央政府の高級官吏は、今日と同様に、土木局の官吏であった。この点では、時代の相異はあっても、万事非常によく似ている。土木官庁は一人の顧問、一つの学校、毎年フランス全土を巡視する監督官、地方長官の命令の下にすべての土木事業を指揮する駐在技師をもっていた。アンシャン・レジームの諸制度は、一般に想像されている以上に多く新しい社会に持ちこまれているけれども、その過程で、その形式をとどめている場合でも、通常その名称を失ったのである。他方、新しい社会が名称と形式をとどめていることもあるが、稀である。」L'Ancien Régime, I, p. 112.

- (39) Cf. *ibid.*, p. 112.
- (40) *Ibid.*, p. 128. 王権と高等法院の対立については、R. Mousnier, *op. cit.*, T. II, pp. 587-605, 635-637, 中木康夫前掲著書二二二—二六三頁参照。
- (41) *Ibid.*, pp. 165-166. 高橋清徳氏の次の論文から多大の示唆を受けた。「地方三部会の研究試論(一)、(二)、(三)——フランス絶対王制の研究 その一——」(『法学』第三三卷第二号、第三号、第四号、一九六八年)、「国家と身分制議會(一)、(二)」(明治大学法制研究所『紀要』一三・一四号、一五号、一九七二、一九七二年)。R. Mousnier, *op. cit.*, pp. 214-226, 636-639, 641-642 参照。
- (42) 千葉治男前掲「フランス絶対王政の官僚機構」二四四—二四五頁参照。
- (43) *L'Ancien Régime*, I, p. 128. *L'Ancien Régime*, II, pp. 393-394 で、「高等法院の行政・立法権。諸権力の錯綜」という見出しの不書きに、「高等法院は行政目的のための行政団体を形成しているばかりでなく、徴税をも命ずる」と記されているが、これは高等法院が行政権のみならず、勅法登記権をも有していたことを意味している。高等法院の立法権については、*ibid.*, p. 398 参照。
- (44) *Ibid.*, p. 128-129. この「新しい要求」に対応する体制づくりという面から、中央における統治機構の整備が進む。その最も顕著な例は、すでに見たように、国王顧問會議の専門化が進行して機能性を増したことである。
- (45) (46) *Ibid.*, p. 123.
- (47) G. Zentgraf は、千葉治男前掲「初期国王監察官制の成立」五四頁による。なお、《évocation》については、R. Mousnier, *op. cit.*, I, pp. 397-399, 504 参照。
- (48) (49) *L'Ancien Régime*, I, p. 124.
- (50) 引用に表明されているトックヴィルの見解は、千葉治男前掲「初期国王監察官制の成立」五五頁の指摘によっても明快に裏付けられる。
- (51) 中木康夫前掲著書二六三頁参照。
- (52) *L'Ancien Régime*, I, p. 124.
- (53) *Ibid.*, pp. 125-126.

- (54) Ibid., p. 126.
- (55) 直轄官僚と保有官僚との官職二類型論については、とくに次のものに依拠した。R. Mousnier, op. cit., T. II, 37-70, 466-468. Fr. Olivier-Martin, *Histoire du Droit Français des Origines à la Révolution*, 1951, pp. 458-468. 埜浩訳『フランス法制史概説』(創文社、一九八五年)六八六—六九八頁。千葉治男掲「フランス絶対王政の官僚機構」二四二—二六九頁。
- (56) L'Ancien Régime, I, p. 115. トックヴィルのアンシャン・レジーム研究をも考慮しつつ、都市自治権を研究した論文として、林田伸一「フランス絶対王政下の都市自治権——アミアンを中心として——」(『史學雜誌』第八七編第一一号、一九七八年)。とくに第二章「王権による自治権の剝奪」は、本稿にとって有益であった。
- (57) Ibid., p. 115. トックヴィルは、L'Ancien Régime, II, pp. 379-380 で、売官制は行政職に適用すれば、とくに嫌悪すべき制度となり、旧王政で国王たちは、貴族から公職を、民衆から選挙を奪い、自由を保障せず、正しい行政とよき秩序を犠牲にしている、と述べ、他方また、同書 pp. 391-392 において、貴族の売官制は、工業発達の大きな阻害要因である、と批判している。さらに、トックヴィルによれば、売官制は三部会の反対をおしきって制定されたものである。一五世紀には、三部会によって、「三部会の同意と議決を経ずに、民衆の生活の資で国王を富ます権利」に他ならないから、売官制は「すべての悪の根源」である、と厳しく批判された。L'Ancien Régime, I, pp. 165-166 参照。売官制の諸細目にわたって参照したのは、R. Mousnier, *La Vénalité des Offices sous Henri IV et Louis XIII*, 1971.
- (58) (55) Ibid., p. 115.
- (60) Ibid., p. 164. トックヴィルが権力体系の変容過程で見据えていた新貴族層(多くはブルジョワ貴族)の誕生による旧貴族の没落の問題を理解する上で、柴田三千雄氏の次の指摘は的確な示唆を与えてくれた。「官職 office とは、中央集権を志向する初期絶対王制によって、一方では分権的な封建貴族への対抗物として、同時に他方では国庫収入の一手段として権力機構の中に定着させられた制度であったが、それが伴う売官制(vénalité)と世襲制とは『ブルジョワ』に初期絶対王政の藩屏として行政・財政・司法の各分野に進出する機会を与えた。」「フランス絶対王政論」(御茶の水書房、一九六〇年)五五頁。なお、同氏「フランス絶対王政の特質」(『岩波講座世界歴史15』所収、一九六九年)二一六頁参照。
- (61) Ibid., pp. 164-165.

- (62) 官職保有者層と売官制との問題については、千葉治男前掲「フランス絶対王政の官僚機構」二五〇—二五三頁参照。
- (63) Cf. *L'Ancien Régime*, I, p. 116. 恥ずべき実態とは、とりわけ次のことである。「奇妙なことに、この官職売買という賭け事が八〇年間も続き、その間に七回も都市は自らの行政官を選挙する権利を売りつけられている。都市がその権利の甘味に酔っていると、国王はそれを取り戻して再び売りつけたのである。」*Ibid.*, p. 116.
- (64) (65) *Ibid.*, p. 116.
- (66) *Ibid.*, p. 116. 地方の独自性の消滅を通して見えてきたものは、「政治的統一」と「国民的統一」である。トックヴィルの次の指摘は、フランスの近代国家形成における中央集権的統合の問題を、彼がどのように考えていたかを示している。「フランスはすでに条約によって獲得した地方や、武力によって征服した地方で、すでに形成されていた。これらの地方は長い間諸民族相互の関係において、互いに対立していた。中央権力がこれらの異なる地域を同一の行政体系に従わせるようになるにつれて、相互の間に顕著であった相違は消滅した。その相違が消滅するにつれて、中央権力はより一層容易に全国に自らの活動範囲を拡大するようになった。このようにして、国民的統一 *unité nationale* は政治的統一 *unité du gouvernement* を容易にした。政治的統一は国民的統一に役立ったのである。」*Ibid.*, pp. 58-59.
- (67) *Ibid.*, pp. 143-144.
- (68) *Ibid.*, p. 59.
- (69) Cf. *ibid.*, p. 168.
- (70) *Ibid.*, p. 168.
- (71) (72) (73) (74) (75) *Ibid.*, p. 117.
- (76) *Ibid.*, p. 118. 都市政治の寡頭制的性格については、P. Goubert et D. Roche, *op. cit.*, T. I, p. 264, 二宮宏之前掲「フランス絶対王政の統治構造」二二三—二二五頁参照。
- (77) *Ibid.*, p. 118.
- (78) (79) (80) *Ibid.*, p. 119.
- (81) (82) *Ibid.*, p. 120.
- (83) Cf. *ibid.*, p. 39.

- (84) Ibid., p. 178. 不在地主制は民衆放棄であるとする見解については、L'Ancien Régime, II, p. 395 参照。このようにして、いまや農民の主人は領主から司祭に変わった。「実をいうと、村で非常に高い地位にある唯一の人間、あるいは、イギリス人がいったように、いつも農民の中にいて、農民と不断に接触している唯一の *gentleman* は司祭であった。司祭は政治的階層制と緊密・あからさまに結びついていなかったとしても、農民の主人となったのである。」Ibid., p. 180. ここにイギリス人といっているのは、アーサー・ヤングのことである。
- (85) Ibid., p. 181.
- (86) Cf. *ibid.*, p. 244.
- (87) Ibid., p. 245.
- (88) Ibid., p. 180.
- (89) Ibid., p. 121. 同上一節が L'Ancien Régime, II, pp. 418-419 の「アンシャン・レジームの村」という項に記されている。なによりもこのことは「公共的・能動的な住民」(*citoyen*) がいなくなったことを意味している。このような認識視角はすでに『デモクラシー』第一巻(一八三五年刊)にも見られる。「コミュニヌからその権力と独立を奪うならば、そこには被治者^{ドミニクス}のみがいて、*citoyen* というものは全く存在しなくなってしまふ。」De la Démocratie, I, p. 66. 他方、トックヴィルは、一八世紀の農村における慢性的不満状況の根源的原因を、誰も理解していない、と慨嘆している。「一八世紀の行政資料は、教区の集税人や代理役の無能、無気力、無知が生んだ苦情で満たされている。大臣も地方長官も長官補佐も貴族でさえ、誰もこのような状況を嘆きはするが、その原因にまでさかのぼって理解しようとはしない。」L'Ancien Régime, I, p. 121.
- (90) Ibid., p. 180. 農村の過疎化の背景について、トックヴィルはこう述べている。「農村では、富裕な農民はほとんど一世代で絶えるといわれている。農民は勤勉によってやっと少しばかりの財産を取得すると、息子に犁を捨てさせ、都市に送り出し、小役人の職を買ってやる。」Ibid., p. 180. この指摘は、農民↓ブルジョワ↓地主↓官職保有者 *officier* の権力機構への上昇系列が形成され、農民もこの上昇系列に乗って、絶対王政の権力体制に組み込まれて、ブルジョワ化することを意味している。柴田三千雄前掲著書五五頁参照。
- (16) Cf. *ibid.*, pp. 121-122.

- (92) Ibid., p. 122.
- (93) 拙稿「トックヴィルの自由精神の政治学——比較文明的視座からのデモクラシーの批判と形成原理——(五)」(『法政理論』第一五卷第二号、一九八三年)一九一—一九二頁参照。
- (94) L'Ancien Régime, I, p. 129.
- (95) Cf. *ibid.*, p. 216.
- (96) Cf. *ibid.*, p. 242.
- (97) Cf. *ibid.*, p. 238.
- (98) Cf. *ibid.*, pp. 239-240.
- (99) Cf. *ibid.*, p. 240. この行政改革について J. E. Hall, *op. cit.*, T. II, Vol. 1, pp. 533-536, R. Mousnier, *op. cit.*, T. II, pp. 633-634 がトックヴィルの行政改革理解の妥当性を裏付けている。
- (100) *Ibid.*, p. 127.
- (101) *Ibid.*, pp. 242-243.

二 「パリの独裁」と「地方の受動性」

これまでは、中央集権の問題を、「官僚行政」支配機構の編成という観点から、検討してきた。その作業を通じて、この問題に大革命の「準備過程」(preparation)という視点からアプローチしようとしているトックヴィルの究極的狙い——このことについては、彼はもっとはっきり、「権力の集中、全地域の統一、緊密な同質的団体の形成といった作業そのものが、われわれにまず大革命の準備をさせた⁽¹⁾」と述べている——をも窺い知ることができた。このトックヴィルの狙いからすれば、行政の過度の集中よりも重要なのは、国家全体のパリへの集中であった。彼は前者を

「行政的専制」(tyrannie administrative) と呼び、後者を「パリの全能」(omnipotence de Paris) または「パリの独裁」(dictature de Paris) と呼び、とりわけ後者について次のように意義づけられている。「八九年革命という大事件を七〇年代の時点に立って見ているわれわれにとっては、それは、習俗や行政慣行の中にすでに確立されていたパリの独裁の、事実における最初の顕現である。パリの独裁は、その後の革命の母となるのである。⁽²⁾」

ところで、このような問題意識は可成り早くからのもので、文献で確認されるのは、一八三一年アメリカ旅行中のことである。その時、トックヴィルは元州議會議員インガソルに、党大会に関する議論の中で、「フランス全体のパリへの集中」は「国家全体に対して破壊的力をもつことになるだろう」と警告されている。インガソルは最後を、「あなた方は地方に強力な個性を取り戻してやらない限り、絶対に自由であり続けることはないだろう⁽³⁾」と結んでいる。

そして、トックヴィルはこの議論の記録の後に、「中央集権」という見出しをつけて、次のように記している。「アメリカ人は、中央集権と首都の影響とを非常に恐れているので、ほとんど常に、立法権と行政権との本拠を首都から遠い所に置こうと配慮している。このようにして、ニュー・ヨーク州の立法院と政府との本拠はアルバニーに、ペンシルバニア州のそれは、フィラデルフィアではなく、小都市アリスバンに、メリーランドのそれはボルティモアではなく、アナポリスに置かれている。⁽⁴⁾」

さて、「パリの独裁」に関するトックヴィルの検討は、「全ヨーロッパ諸国のうちで、フランスは一体どのようにしてすでに、首都が諸地方に対して絶対的優位を獲得し、帝国全体を最もよく吸収した国になっていたのであるか⁽⁵⁾」という問いから出発する。彼によれば、首都に「政治的優位」を与える原因は、首都の位置や大きさや豊かさではなくて、「政治の本質」(nature du gouvernement) にある。このことを、彼はロンドンとニュー・ヨークの例から証明しようとする。ロンドン是一个の王国ほどの人口をもってはいるが、今までのところ、大ブリテンの運命を決定

するほどの絶対的な影響力を發揮してはいない。ニュー・ヨークも大革命当時のパリと同じ位の人口を有しているけれども、ニュー・ヨークの民衆がアメリカ合衆国の運命を決定したり、ニュー・ヨーク市の「特殊意志」だけが公務を統轄できる、などとはいかなる市民も思っていない。⁽⁶⁾

では、パリが「フランス全体のために決定する権力⁽⁷⁾」をもつに至ったのは何故か。この「パリの政治的特権」の問題はやはり「政治の本質」に関連している。中世以来、パリは王国の「知性、富、権勢の中心」になり始めていたが、宗教戦争当時はまだ何も決定することはできなかった。フロンドの乱当時には、パリはフランス最大の都市にすぎなかったという。そのパリが「国家の主人または国家全体そのもの」つまり政治的支配の拠点となったのは、「王国政府が地方の自由を廃止し、フランスの四分の三の地域ですべての地方の権力に取って代わり、最大の公務のみならず最小の公務までも完全に自らに引きつけた」とき、つまり、「国民の統一」と「政治の統一」とが達成されたときである、とトックヴィルは見る。このことは「フランスに特有のこと」であるばかりでなく、「何百年もの間存続してきた王政が何故激しい衝撃で根底から崩壊してしまったのか⁽⁸⁾」という問題を説明する手掛りを与えてくれる。「政治権力のパリへの集中が絶えずパリの重要性を増大した」ことによって、パリは政治的支配の拠点として絶対的優位を確立した⁽⁹⁾。その結果、ついに「七月一四日が、パリの主人はフランスの主人であるという恐るべき秘密を暴露した⁽¹⁰⁾。」

しかし、これとは別の面から、一七世紀頃すでに中央政府はパリの巨大化を恐れていた。ところで、ノルマンディーのトックヴィル村の貴族の末裔である彼にとっても、この巨大都市化が地方にもたらす弊害は大きな問題であった。そこにまた、パリの問題を「パリの独裁」という観点から考える彼の隠れた動機がある。彼自身、一八四八年の憲法制定委員会に同席して耳にした、「この中央集権体制はパリに卒中を、その他の全地域に死をもたらす⁽¹²⁾」という

ラムネーの名言を想い出しながら、ミラボー侯爵の次の言葉の深刻な意義を問う。「首都というものは必要である。だが、頭でっかちになりすぎると、卒中を起し、肉体は完全に死滅してしまう。それは、地方を首都に直接従属させたり、地方の住民を二流の内地人と見なしたり、いわば、住民に考える手段も、野心を發揮する場も与えないでいたら、何らかの才能をもっている者はみなこの首都に引き寄せられてしまうであろう。もしそうになったら、なんと馬鹿げたことであろう。」⁽¹³⁾ (一七五〇年) 彼によれば、ミラボー侯爵はこれを、「名士や実業家やいわゆる才気のある人々を諸地方から流出させる一種の密かな革命、*révolution sourde*」⁽¹⁴⁾と呼んでいる、という。都市への人材流出と地方の過疎化の問題についてはすでに見た通りであるが、トックヴィル自身、この「密かな革命」の結果を「中央集権の国、富裕で教養のある住民のいない農村」という実態で捉えていたことは、われわれはすでに知っている。

ところで、この「密かな革命」を中央政府が見逃すはずはなかった。何故か。それについて、トックヴィルは次のように説明している。政府にとって深刻な問題となったのは、この革命による公務の混乱である。すなわち、政府の懸念は行政の論理に発していた。トックヴィルは、パリの巨大化を阻止するために一七、八世紀に発せられた多数の勅令を調べて、そこに権力集中とパリ拡大阻止との論理的矛盾を見出している。「国王たちは、フランスの公共生活のすべてをパリの中にあるいはその周辺部に漸次集中しながら、他方でパリを小都市のままにしておこうとしたのである。」⁽¹⁵⁾ そのために、パリでは新家屋の建築は禁止された。あるいは、どうしても建てるという場合には、最も高い費用で、予め指定された辺鄙な所にしか建てられなかった。トックヴィルの調査によれば、ルイ一六世は六回も絶対的権力をふるってパリの拡大を阻止しようとしたが、すべて失敗に終わった。「パリは勅令を無視して大きくなっている。しかし、パリの優位はその城壁よりもはやく増大している。パリの優位を確固たるものにしていないのは、その城壁内で起っていることよりもその外で起っていることである。」⁽¹⁶⁾

この「パリの城壁の外で起っていること」とは、何であろうか。トックヴィルは、行政書簡の中に、「パリが立ち上がる以前の地方の受動性、passivité des provinces を示す諸事実」を発見しようとしているが、すでにわれわれが知っている通り、彼はこの事実を、教区は「小屋と受動的な住民の集まり」であるというテュルゴの報告に見出している。実は、この問題は、「公共的・能動的」であった住民の受動化を促進した農村の過疎化現象と関係している。つまり、「到る所で、地方の自由はますます消滅し、自立的生活の兆候がとまり、それぞれ異なった地方の特徴もうすれてきて、ついに古くからあった公共生活が消滅してしまった⁽¹⁷⁾」ということである。

このことは、パリの政治的優位の確立とどう関係しているのであろうか。トックヴィルによれば、地方の萎靡沈滞（「受動性」）は、地方の活力の担い手たちがパリへ流出していった結果である。しかし、他方で彼はこうもいっている。「しかしながら、国民は無氣力に陥っていたわけではなく、逆に到る所に国民の運動があった。ただその原動力はもはやパリにしかなかった⁽¹⁸⁾」これについて無数の例があるとして、トックヴィルは一つの例を挙げている。それは、一見彼のいう「政治の本質」とは直接関係がないようにみえるが、出版活動のパリ集中の問題である。書籍販売業の実態に関する大臣宛ての報告書をもとに、彼は次の事実を指摘している。一七世紀と一八世紀初頭には、もはや印刷工はいないか、いても仕事のない印刷所が相当数あった。ところが、一六世紀よりも一八世紀末の方があらゆる種類の著書がはるかに多く出版されていた。それは、出版がパリに集中して盛んに行われていたからであるという⁽¹⁹⁾。すでにトックヴィルが指摘していたように、政治権力のパリへの集中がこのような知的活動の中心としての重要性を増大したのである。次に、このことから、彼は「今度はパリの偉大さの増大が政治権力の集中を容易にした⁽²⁰⁾」という認識から、次のように判断している。「思想の運動はもはや中心からしか出発しなかった。パリはついに諸地方を併呑した。フランス革命が勃発したときには、この第一革命は完全に終っていた⁽²¹⁾」この「第一革命」とは、政治権

力のパリへの集中によって、パリが地方に対して絶対的な政治的優位を確立したことである。

次に、トックヴィルは右の「第一革命」をパリ変貌の「第一の事実」として、次の「第二の事実」に着目する。「パリがこのようにして、ついにその外において絶対的権力を獲得したとき、それに劣らず歴史の注目をひくだけの価値のある別の変化がパリの内で成し遂げられていた。パリは、貿易、実業、消費、快楽の都市であるだけでなく、ついに製造所ファブリックと手工場マニユアラクチュレルの都市になった。これは第一の事実にもっと恐ろしい性格を与えた第二の事実である。⁽²²⁾」

このような商工業都市としてのパリすなわち経済的優位を確保したパリの発達史について、トックヴィルは「行政的中央集権」と関連づけながら、次のように概観している。中世以来、パリは王国中で最大の都市であったと同様に、すでに最も工業の発達した都市でもあった。このことは現代に近づくにつれて顕著になっている。行政業務がパリに引き寄せられるにつれて、工業もパリに急速に集中している。「パリがますます趣味のモデルと審判者、権勢と芸術との唯一の中心、国民の活動の主要な中心となったから、国民の産業活動はますますパリに引き寄せられ、集中している。⁽²³⁾」

以上の点は、トックヴィルによれば、パリの産業都市化の「一般的原因」である。これに対し、「特殊な原因」があるという。それは、「フランスの全地域から労働者をパリに引き寄せ、パリの特定の地区に少しずつ集めて、ついにはほとんど労働者だけが住むようになったこと⁽²⁴⁾」である。それを容易ならしめたのは、パリは他の地域よりも「工業に対する税法上の束縛」や「親方の拘束」が少なかったことである。例えば、サンタントワーヌ街やタンプル街のような場末町は、工業推進上の大特権をもっていた。しかも、ルイ一六世はサンタントワーヌ街のそうした特権をさらに拡大した。トックヴィルは皮肉をこめて、「この不幸な国王は、この場末町に莫大な数の労働人口を集結させる

ために最善の努力を払った」として、ルイ一六世の勅令の一節、すなわち、「サントントワーヌ街の労働者に保護の新しい検印を与え、商業の自由と労働者の利益とを損なう束縛から彼らを解放せんがために」を引用している⁽²⁵⁾。彼がルイ一六世を「不幸な国王」と呼んだのは、こうした場末町に労働者を集結させた解放・保護政策は、ルイ一六世を葬ることになる大革命の準備に繋がったと解していたからである。

しかし、やがてこの推進政策も方向転換を迫られることになるのである。「大革命が切迫した頃には、大工場や手工場や溶鉱炉の数がパリにあまりにも増えたために、政府はついにこの事態を憂慮するようになった⁽²⁶⁾。」ついに、国王顧問会議は、一七八二年、手工場の急速な増加は莫大な材木の消費を伴い、パリへの燃料供給を危くするということを理由に、パリの周囲一五里圏内に工場を建設することを禁止する裁定を出した。このような裁定理由からして、トックヴィルは「このような人口密集がもたらす真の危険には、誰も気づいていなかった⁽²⁷⁾」と指摘している。

パリの絶対的優位は、一方で地方に対する政治的支配の拠点となるという「第一の事実」、他方で商工業の集中とそれに伴う人口密集という「第二の事実」、この二つの事実の相互促進によって、確立されたのである。「かくして、パリはフランスの主人となり、パリの主人となるべき軍隊もすでに集結していた⁽²⁸⁾。」まさにこの軍事力の集中によって、「パリの独裁」が成立したのである。これが「地方の特権」の収奪によって成立した「パリの政治的特権」の実体である。そして、トックヴィルは、中央集権化の二大産物としての「官僚行政」支配機構と「パリの全能」とは、アンシャン・レジーム崩壊後も、その遺産としてフランス近代国民国家形成の「土台」の役割を果たしたことを、またしても自負をこめて次のように強調している。「今日では、人々は次の点では意見が大いに一致しているように思われる。それは、行政的中央集権とパリの全能とがこの四〇年来次々に起っているすべての政府の崩壊に大いに関係がある、という点である。旧王制の急激な崩壊においても、この二つの事実が大きな原因であると見なすべきであるこ

と、そしてまた、他のすべての革命を生んだこの第一革命の主要原因の一つに入れるべきであること、この二つのことを理解させることは、私にとっては容易なことである。⁽²⁹⁾」

- (1) L'Ancien Régime, II, p. 368.
- (2) Ibid., p. 195. テモクラーシー社会における「行政的専制」は「人民主権」と妥協して「民主的専制」を体制化する、とするトックヴィルの見解については、拙稿前掲論文(五)一七七—一八五頁参照。しかし、アンシャン・レジーム下の「行政的専制」上の異同を判別すべきであらう。
- (3) Voyages en Sicile et aux États-Unis, dans les Œuvres Complètes de Tocqueville, T. V, Vol. 1, p. 239. トックヴィルは、『合衆国旅行記』で、アメリカの社会状態と政治のあり方を規定している要因として一〇項目を列挙しているが、その九番目に「すべてが集中する大都市がないこと。大都市を避けようとする配慮。」と記されている。Ibid., p. 207.
- (4) Ibid., pp. 239-240.
- (5) (6) L'Ancien Régime, I, p. 139.
- (7) Cf. Louis Girard, La II^e République (1848-1851), 1968, pp. 117-118. R. Rémond, La Vie Politique en France depuis 1789, T. 2, 1848-1879, 1969, p. 41. 二月革命後の反動化過程と六月反乱に関する『回想録』の中で、トックヴィルは、地方のパリへの反乱の思想・感情が反動化を推進する働きをしたということについて、こう記している。「パリやパリの名において話していた人々はパリの権力をあまりにも濫用し、他の地域のことをほとんど考慮していなかったようであるから、パリの支配を脱し、ついには独立の行動をとるという考えを、それまで夢想だにできなかった人々が今度は抱いたのである。」「Souvenirs, Œuvres Complètes, T. XII, pp. 107-108. トックヴィルは、地方勢力は「パリの政治的特権」すなわち、パリが「フランス全体のために決定する権利」を廃止するために反動化していた、というのである。
- (8) Cf. L'Ancien Régime, I, pp. 58-59, 136, 244-245.
- (9) Ibid., p. 139.
- (10) Cf. L'Ancien Régime, I, p. 37.

- (11) L'Ancien Régime, II, p. 443.
- (12) Procès-Verbaux du Comité de Constitution de 1848, Archives Nationales, C. 918. トルクヴィルが、このラムネーの名言は、「中央集権は中枢に卒中を、周辺に貧血を起す」という表現で余りにも有名である。トルクヴィルはラムネーの発言を受けて、「すべて弊害は文明の働きの鈍さにある」と述べているが、これはパリへの超集権化による混乱と能率の悪化を指摘しているのでもある。一八四八年の憲法制定委員会の詳細な議論経過については、Charles Almeras, Odilon Barrot : Avocat et Homme Politique, 1946, pp. 217-230. Paul Bastid, Un Juriste Pamphlétaire CORMENIN, Précurseur et Constituant de 1848, 1948, pp. 199-231. Odilon-Barrot, De la Centralisation et de Ses Effets, 1870, pp. 172-176 参照。
- (13) L'Ancien Régime, I, pp. 139-140.
- (14) (15) (16) (17) (18) (19) Ibid., p. 140.
- (20) Ibid., p. 58.
- (21) Ibid., p. 140.
- (22) (23) Ibid., p. 141.
- (24) (25) (26) (27) (28) (29) Ibid., p. 142.

三 「後見政治」の構造化

「後見政治」(gouvernement tutélaire) という言葉は、トルクヴィル自身が用いたものではない。しかし、その実体は、後述から明らかになるように、彼が剔出したものである。彼自身は「行政的後見」(tutelle administrative) という概念⁽¹⁾を用いている。これは今日の用語法に従えば、「行政監督」と訳されているが、トルクヴィルの場合には、

その含意は、監督し統制する権力だけに限定されるのではなく、むしろ彼のいう「政治精神」や「政治習俗」という、もっと広い政治文化的意味空間を対象としている、と解すべきであろう。トックヴィルがこの「行政的後見」に託した概念的有効性は、すでに彼が指摘していたことから明らかなように、中央権力は中間的諸権力を奪取し終えると、「穏和化」し、一方で温情主義的な干渉政治（後見的性格）、他方で被治者の治者への依存精神（被後見的性格）、といった二つの側面が表裏一体化した政治構造を警告的に提示することになった。こうした彼の問題関心をより正しく理解するために、また、本稿では権力体系の変容とそれをめぐる公共主体の変質の問題を中心的課題としていることから、未成熟な概念ではあるが、「後見政治」という言葉を敢えて用いることが有益であろう。

これまで見てきたように、「行政的中央集権」と「パリの独裁」とが体制的実体を整えるにつれて、当然、中央と地方および治者と被治者との政治的意味空間も変質してきたのである。まず注目したいのは、トックヴィルが一八五三年『アンシャン・レジーム』の執筆を本格的に開始し、一八五六年に出版した時期、すなわち、ナポレオン三世の第二帝政初期の段階における政治・行政状況とアンシャン・レジーム下の「行政慣習」とを比較しながら述べているの言葉である。「アンシャン・レジームの地方長官とその上司や部下との往復書簡を読むと必ずや、諸制度の類似性が当時の行政官と今日の行政官との類似性をもたらしていることに驚くであろう。この両者は彼らを引き離している大革命のもたらした割れ目を越えて手を握り合っているようにみえる。被治者^{アドミニストレ}についても同じことがいえる。人間の精神に及ぼす法律の支配が被治者に対するほどはつきり現われるものはない。」

これは、いかにも連続説を正当化しているかのような論述ではあるが、他方で大革命がもたらした断層の重要性を認識していることを看過してはならない。確かに、トックヴィルは、レジーム・モデル又はアンシャン・レジームを完全に破壊し去って、全く別の新しい形成原理や土台の上に構築されたとする説を厳しく批判しているが、しかしだ

からといって、断層の存在を否定し去ってまで連続性を強調しているかという点、そうではない。他方、確かに断層の構造に関する分析・検討が積極的になされているわけではない。

さて、大革命がもたらした断層を越えて、治者と被治者がレジーム・モデルヌに持ち込んだものは何であろうか。それは、政治・行政慣習である。まず治者の精神（論理）について、トックヴィルはこう述べている、「大臣は当時すでに自分自身の眼で全公務の細目を見極め、パリにいなながら、自らすべてを規制したいという欲求を抱いていた。時が経ち、行政が貫徹するにつれて、この欲求は強くなっている。」⁽³⁾これは「行政的中央集権」と「パリの独裁」との一体性の論理に他ならない。しかも、「単独で全政務を行なおうとする本能」は、なにも財務総監のような大臣に固有のものではなく、すべての役人に共通の本能である、という。例えば、一八世紀末頃には、遠隔地に慈善作業場アトリエ・ド・シャリテを建設する際にも、財務総監は自らその出費を監視し、その規制を定め、場所の指定まで行ったのである。浮浪者收容所の設置についても同様であった。⁽⁴⁾

さらに、財務総監は公務に関する報告ばかりでなく、住民に関する細かな情報をも要求している。地方長官は長官補佐に対して同様のことを要求する。このように階層的機構を通して情報を中央に集中することによって、パリからの全面的な介入・統制の政治スタイルが完成する。そのためには、無数の「統制手段」を案出しなければならなかった。無論、この「統制手段」は地方から諸種の要求を伝達する役割をも果たしたのである。こうして、フランスのすべてをパリが決定し、地方は懇願するという政治構造が出来上がる。

ところで、「請願政治」（トックヴィル自身の用語ではない）と「後見政治」との表裏一体的構造化を可能ならしめたのは「行政的中央集権」であるとするトックヴィルの見解は、すでに一八三六年の論文「一七八九年以前と以後におけるフランスの社会・政治状態」にも見られるが、『デモクラシー』第二巻執筆中の一八三八年に、友人ポーモン

宛ての書簡で「行政的中央集権」の問題の重要性に触れて、二つの点を指摘している。一つは、「行政的中央集権化」によって二次的権力が崩壊し、「唯一全能の中央権力」が出現したこと、もう一つは、「国家が次々とすべてのものを奪い、あらゆる面で個人に取って代わり、個人を被後見の状態におき、すべての人を支配し、規制し、画一化していること」である。そして彼は、とくに後者の傾向を政治の「大光景」と見なし、『デモクラシー』で、それを読者に理解させたい、と強調している。⁽⁵⁾これと同じ見解が、一八四二年一月二一日、アカデミー・フランスーズでの入会演説でも強調されている。

右のような問題認識は、デモクラシーの権力体系の分析にとどまらず、アンシャン・レジームにおける権力体系の変容とその結果に関する追究にまで及んでいるのである。トックヴィルは、一八五〇年代と一八世紀とでは中央権力の実態は違うけれども、中央権力を「唯一全能の後見的権力」とする権力観そのものは同じである、と次のように述べている。「フランスでは中央権力は、一八世紀にはまだ、今日のようながっしりした強力な構造を獲得してはいなかった。それにもかかわらず、中央権力はすでにすべての中間的権力を打破してしまっており、また、中央権力と個人との間にはもはや空虚な広大な空間しか存在しないから、中央権力はすでに、各個人の眼には遠い彼方の存在として、社会機構の唯一の原動力、公共生活の唯一の必要な動因として映っていたのである。⁽⁶⁾」

この「唯一全能の後見的権力」という思想は、中央志向を促進し、同時に一八世紀の改革スタイルを特徴づけているという。大革命後に長期的な政治・社会不安を解決するために、次々に発表された「社会・政治に関する新しい学説」にもそうした権力思想が一貫していた。「改革者たちが提言している目的は種々様々であるが、その実現の手段は常に同一であった。彼らは自ら構想した新しい計画に基づいて、全面的な破壊と全面的な改造を成し遂げるために、中央権力の手を借り、利用しようとしている。彼らには、この仕事を成し遂げうるのは中央権力だけだと思われる

たのである。彼らは、国家権力はその権利と同様に制限してはならない、と説いている。⁽⁸⁾ 国家に依存する改革という思想は、改革の主導権を国家に集中・独占することを正当化しているという意味で、実態においてではなく考え方において、フランスの政治体質の特徴である「国家統制主義」(etatisme)の原型である、といえよう。

トックヴィルがよく引合いに出すミラボー侯爵でさえ、貴族の特権擁護に執着して、地方長官を「侵入者」として敵視していたにもかかわらず、自分の空想を実現するためには中央権力の行動のみを頼りにしていたという。このように、「中央権力の中傷者」も、改革の夢を実現するには中央権力しかない、と考えていたのである。そしてついに、「このような考え方は、すべての人々の精神に下ってきて、習俗にまじり、慣習に入りこみ、到る所で生活の日常実践にまで浸透していった。」⁽⁹⁾

このようにして、重要な仕事は国家の介入なくしては成功しないという考えが一般的になる。中間的な権力・団体の破壊と同時に、個人のイニシアティブも消滅し、権力体としてあるのは後見的な中央権力だけである。いくなれば、巨大な唯一全能の中央権力と弱小な個人とが直接対峙する政治空間ほど請願―後見の政治風土の醸成を容易にするものはなかった。そこで、トックヴィルが「掘り下げるべき問題」として重要視したのは、「政府がすべてをやらなければならぬということから生まれる習性、すなわち、ほとんど政府だけを当てる被治者の習性」⁽¹⁰⁾である。彼は、全能的な政府の後見を当てる被治者は新しい形態の隷従状態に陥っている、として、自由の条件の危機を訴えるのである。なお、彼によれば、この政府の全能化を促進したのは、「上では秩序から、また下では地方の諸制度の完全な欠如から」であった。⁽¹¹⁾

ところで、トックヴィルは、「万事国家を当てる被治者の習性」について、その心情の機微にまで触れて、次のように述べている。「このようにして、フランスでは、政府が神 Providence に取って代わっているので、個人は窮

乏状態に陥いると、政府に加護を祈るのが当然のこととなっている。だからこそ、常に公共の利益を抛り所にしながらも、小さな私的利益にしか関係のない莫大な数の請願書が見出されるのである。この請願書の入っている書類整理箱は、恐らくアンシャン・レジームの社会を構成していたすべての階級が混在している唯一の場所である。この請願書を読むのは憂鬱である。農民たちは自分の家畜や家屋の損害を弁償してくれるよう要求している。安楽な生活をしている地主は、自分の土地をもっと有利に活用できるよう援助してほしいと要求している。実業家は煩わしい競争から保護する特典を与えるよう地方長官に請願している。工場主は事業の苦しい実情を地方長官に打ち明けて、財務総監から援助金や貸付け金を得られるよう懇願しているのが非常によく見られる。……貴族自身も時として大懇願者 *grands solliciteurs* ⁽¹²⁾ がある。しかも、貴族たちは、普段は地方長官を「君」^{ムツシユウ} としか呼ばなかったが、懇願するときには、ブルジョワと同様に、常に「閣下」^{モンセニョール} と呼んでいた。したがって、貴族たちの請願書には「惨めさ」と「自尊心」とが複雑微妙に混じり合っているという。⁽¹³⁾

こうして、トックヴィルは、「政府はすでに主権者の役から後見者の役に移っていた」と見なしたのである。⁽¹⁴⁾ この役割転換は「政治の本質」の変化を伴う。すなわち、「中間的な旧権力の必然的な相続人」となった「巨大な後見的権力」は、個人のイニシアティブと責任の精神を弱め、他方で陳情や要求を申し立てる精神を強めることになる。ここにはもはや、進んで事をなす日常感覚と実践的知性をもって公共の意味空間を共有しようとする能動的住民としての「市民」はなく、国民は万事国家を当てにする「大被保護者群」(*grande clientèle*) としての「臣民」と化する。このような認識は、すでに『デモクラシー』第二巻の手稿に見出される。「政府を一切の個人的貧困の補償者、全弱者の扶養者、案内人、後見人、主人とする考え。知恵の源泉、救いの神としての国家。現代社会における全く新しい考え⁽¹⁵⁾」というのが、その手稿に見出されるメモである。この考えが「後見政治」としての、彼のいう「穏和な専制」

行政的専制」を実体化する制度の思想となるのである。トックヴィルは、いまや「後見人の観念」が支配的観念となり、「世界は隷従に向っている」と予言している⁽¹⁶⁾。この予言は、一八三〇年代後半における中央集権的後見による産業化政策を見ての危機意識に発しているのである。

ところが、後見人^ク||被後見人^リ関係は、デモクラシーの「政治の本質」だけではなく、アンシャン・レジームのそれをも規定していたのである。ここで注目したいのは、トックヴィル自身の指摘としてすでに触れたように、中間的な旧諸権力の相続人となった、唯一全能の中央権力は「非人格的」であるとする、彼の見解である。この権力観から推論されうるのは、領主が住民の主人であったときには、「恩顧||庇護関係」(patron-client relation)は人格的なものであったのに対し、唯一全能の中央権力が国民の主人となれば、その関係は非人格的なものになる、ということである。

トックヴィルが剔出してみせた後見的国家観は、事実における顕現をひとまず措いて、語の本来の意味とそれが与える原初的イメージに限定して考えるならば、《Etat-Providence》(その訳語は「福祉国家」)という観念と端的に符合しているように思われる。フランスでは、何故「福祉国家」が《Etat-Providence》という概念で表徴されるに至ったのか、という問題については、ここで考察する余裕はないので、ただ関心を喚起するにとどめたい。

さて、「後見政治」の構造化に関する、トックヴィルの実態的把握について、もう少し概観しておこう。まず「貧困の唯一の救い主」としての国家権力の相貌である。旧封建社会では、領主は巨大な諸権利をもつと同時に、巨大な諸負担を背負っていた。その負担のうちで最たるものは、領地内の貧窮者の救済であった。しかし、この義務を規定した法律は、ずっと以前にすでに消滅していた。それゆえ、領主は旧権力を奪われるにつれて、旧義務からも免れていった⁽¹⁷⁾。この「農民の主人」としての領主が共同体の公務から退くことに伴って、公共生活のあり方、すなわち権力

システムにおけるインプットとアウトプットとの相関構造も変わる。いうなれば、こうした「政治習俗」の変化でも注目すべき特徴は、「行政的後見」の普遍化である。ここに、新しい「後見政治」が登場する政治的風土が醸成される契機がある。トックヴィルいわく。「誰ももはや農村の貧民の世話をする法律上の義務を負ってはいなかった。中央政府だけが積極的に貧民に必要な物を供給することを企てていた。⁽¹⁸⁾」ここで注目すべきことは、後見の客体は変わらないが、第一に、後見主体が領主から中央政府へ転換したこと、第二に、国王の「後見的権威」が直轄官僚行政機構を通して行使されるという意味で、後見は「人格的なもの」から「非人格的なもの」に変わったこと、である。

後見的権力は弱者にパンを与えるだけでなく、仕事のない人々に仕事を与えることも企てたのである。国王顧問会議は毎年税の総額のうちのいくらかを救済資金として各州に額当てた。それを地方長官が教区に分配する。したがって、貧窮農民は国王顧問会議に対して懇願をする。飢饉の時に、住民に小麦や米を配給するのは地方長官である。国王顧問会議は毎年場所を指定して、貧窮農民が安い賃金で働ける慈善作業場を建設する決定を下した。⁽¹⁹⁾これが「行政的後見」の《Providence》的な一側面である。

次に、国家は「知恵の源泉」としての相貌をも見せる。中央政府は農民の貧窮を救済するだけにとどまらず、「農民に豊かになる技術を教え、そうした技術教育の面で農民を助け、また必要があればその技術を強制した。そのため、中央政府は時々、地方長官と長官補佐に農業技術に関する小冊子を配布したり、農業協会 *société d'agriculture* の基礎づくりをしたり、莫大な費用を投じて苗木仕立場を維持して、そこでできた苗を分配したりした。これは、当時農業を圧迫していた諸負担の重みと不平等を軽減するには、一層の効果をあげていたようである。⁽²⁰⁾」ここでいう「農業協会」がフランス各地に設立されるのは一七四〇—一七六〇年頃で、一七六一年にはツール徴税区に「王立農業協会」が設立されている。⁽²¹⁾この時期に農業改良が盛んであったことは、例えば、デュアメル・モンソーの『土地耕作

論』(一七五〇—一七六一年)、ラ・サール・ド・レスタンの『飼料作物栽培論』(一七五六年)、パテュロの『土地改良論』(一七五九年)⁽²²⁾等が公表されていることから領けよう。

トックヴィルによれば、国王顧問会議のこうした後見的配慮は農業だけにとどまらなかった。職人にも特定の製法を用いて特定の製品をつくることを強制した決定も多数に及んでいる。こうした規則の適用を監視するには地方長官だけでは不十分であったので、「産業監察長官」(inspecteurs généraux de l'industrie)が任命された⁽²³⁾。こうした、上からの監視や規制は細目にわたり、厳しく几帳面であったから、下の方には慢性的な不満や不従順が絶えなかった。他方、万事政府に「加護」を求める請願精神は、無知無能の極を見せるという。「一八世紀に頻発した飢饉の時には、各徴税区の住民全体が地方長官の方を向いて、食糧を地方長官にだけ期待しているように見える。事実、住民はみなすですべての貧窮を政府のせいに行っている。どんなにしても避けることのできない貧窮は政府の仕業である。季節の不順までも政府のせいに行っている。」⁽²⁴⁾こうして、「万事政府を当てる依存の習性」は、実は、懇願がかなえられない時に万事責任を政府に転嫁する「習性」と表裏をなしているのである。

アンシャン・レジーム下で「後見政治」を可能ならしめた「万事国家を当てる習性」は、レジーム・モデルヌにおいても、むしろ強化されて、「民主的専制」を容易にすることになる。ここに、トックヴィルの、自由の「危機」認識の一貫した視座がある。

(1) G・ゴジャは、トックヴィルの「行政的後見」について、「地方自治体が消滅し、市当局は中央権力の代理人の許可なくしては、重要なことは何一つなすことができなかった。教区会議のどんな些細な決定もその承認を受けなければならなかった。これがまさに行政的後見という現象である。」(傍点筆者)と述べているが、これは、トックヴィルに関する限り、一面的解釈である。 Cf. G. Gojat, "Les Corps Intermédiaires et la Décentralisation," dans *Libéralisme, Tra-*

dictionalisme, Décentralisation, 1952, p. 8. 直接トックヴィルに言及してではないが、P・グーベールとD・ロシュは一八世紀の「後見体制」(system de tutelle)の研究の難しさに触れながら、「行政的後見人」の一八世紀の実態について次のように述べている。「まさに一八世紀に、地方長官は実際には《コミューヌの後見人》となった。各地方長官区にはコミューヌが数百、さらには数千に及んだ。教区教会の修復計画でも、一定の出費を伴う場合には、地方長官の同意が必要であった。こうした後見体制がどのように機能していたのか、あまり知られていない。限られた地域の古文書の若干の資料を調べてみると、意外なことが発見される。地方長官の職務上の対応は大部遅延している。数ヶ月、一年以上もかかっている。しばしば、それは形式的な承認である。村人は許可を当てにしていなかったか、あるいは許可を得たかのように行動することもあった。もう一つ以外なことは、《開明的な》地方長官は、悪辣な領主、義務をなかなか履行しようとしていない十分の一税徴収者、共有地から不当な利益を得ようとする保林官に対抗して、村人を支援した。」P. Goubert et D. Roche, *op. cit.*, T. I, pp. 265-266. 行政的専制は、旧諸権力を奪取し終えると、穏和で指導的になった、とトックヴィルが指摘しているのは、「行政的後見」の開明的な側面を指してであろう。地方長官の「行政的後見」について詳しくは、Charles Godard, *op. cit.*, pp. 157-177 参照。

- (2) (c) L'Ancien Régime, I, p. 130.
- (4) Cf. *ibid.*, p. 130.
- (5) Cf. Tocqueville à Beaumont, 8 juillet 1838, *Oeuvres Complètes*, T. VIII, Vol. 1, pp. 311-312.
- (6) 同じ見解とは次の通りである。「国民を支配し、国家の行政をつかさどる権力は、もはや一部の人間や一部の名門に与えられた特権と見なされず、万人の意志の所産であると同時に、その代理人と目されている……。階級や同業組合やカーストの崩壊後、中央権力がすべての二次的権力の必然的な相続人として現われる。」Discours de Réception à l'Académie Française, 21 avril 1842, *Oeuvres Complètes*, ed. Gustave de Beaumont, T. IX, 1866, p. 14.
- (7) L'Ancien Régime, I, p. 135.
- (8) *Ibid.*, p. 135. 「社会・政治に関する新しい学説」として、トックヴィルが最も重要視しているのは、重農学派の改革理論である。
- (9) *Ibid.*, p. 135.

- (10) L'Ancien Régime, II, p. 416.
- (11) Cf. *ibid.*, p. 416.
- (12) L'Ancien Régime, I, p. 137.
- (13) Cf. *ibid.*, p. 137.
- (14) *Ibid.*, p. 114.
- (15) Notes and Drafts for the Second Part De la Démocratie en Amérique, CV, g, Paquet 9, Cahier 2, p. 140.
- (16) Cf. *ibid.*, p. 152. この手稿中の「産業国家観」の批判的論述に関しては、拙稿「トクヴィルとサン・シモン派——「産業国家観」をめぐる——」(『思想』一九八五年七月号)参照。
- (17) Cf. L'Ancien Régime, I, p. 113.
- (18) *Ibid.*, p. 113.
- (19) Cf. *ibid.*, p. 113.
- (20) *Ibid.*, p. 113. 「農業協会」と農業改革との問題については、柴田三千雄前掲著書一四〇—一四三頁参照。トクヴィルもアーサー・ヤングの『旅行記』(Voyages en France)を読んでいるだけに、アーサー・ヤングの農業協会批判に関する柴田氏の論及は興味深い。
- (21) Cf. L'Ancien Régime, II, pp. 355-356. トクヴィルは、「政府のイニシアティブと官僚機構」という見出しで、「農業協会」の特質について大体次の点を挙げている。第一に、権益、特権を与えるものではないこと。第二に、構想、組織化、規則の制定、許可はすべて政府が行うこと。第三に、家族、個人、団体がイニシアティブをとることもできるが、すべては政府の手に集中していること。第四に、小さな民主的単位に似ていること。これらの点は、見出しからも判断されるように、「行政的後見」を基軸とする「国家統制主義」(étatisme)の実体を示している。
- (22) 小池基之『ケネー「経済表」再考』(みすず書房、一九八六年)九三—九四頁参照。
- (23) Cf. L'Ancien Régime, I, p. 114.
- (24) *Ibid.*, p. 137.

おわりに

M・ウェーバーの「経済と社会」という大テーマに倣って、本稿で検討してきたトックヴィルの理論を敢えてテーマ化すれば、「行政と社会」ということになるであろう。⁽¹⁾ その解明の鍵概念が、M・ウェーバーにとって「合理化」であるとするれば、トックヴィルにとっては相互促進的な関係にある「平等主義」と「中央集権化」であろう。「両者はともに、官僚支配は単に政治生活だけに限定されるのではなく、社会、経済、文化等の広い市民生活にも及んでいる、という認識に到達している。そうした広い視点から近代文明の特質を解明しようとする者にとって、トックヴィルとM・ウェーバーが提起した諸問題は避けて通ることのできない重要性を有している。無論、トックヴィルとM・ウェーバーという問題を課題にする余裕はないが、ここでは、トックヴィルの自由の「危機」認識の政治社会学にとつて、近代官僚支配の国家形態はきわめて切実な中心的課題であったことを、M・ウェーバーを引合いに出して強調するにとどめたい。

ところで、本稿のテーマに限定して、トックヴィルの政治社会学の注目すべき主な特徴的意義について触れておこう。まず第一に、権力体系と社会生活との連関は如何、すなわち、権力体系の変容に伴って社会生活のスタイルはどのように変化するのか、という政治社会認識の視座の獨創性・画期性である。このような本質的な問い方が彼の方法的精神となっていたからこそ、彼自身、「行政と社会」という、きわめて今日的な課題に通じる出発点に立って、次のことを一般的事実として指摘することができたのである。「本書(『アンシャン・レジーム』)を読めば分るように、一八世紀にはすでに、公行政は著しく中央集権化され、きわめて強力で、驚くほど活動的であった。それが不断に援助

したり、禁止したり、許可したりするのが見られた。公行政は大いに約束し、大いに与えた。それは、すでに様々なやり方で公務の一般的処理だけではなく、家族の境遇や各人の私生活にいたるまで影響を及ぼしていた。⁽³⁾（カッコ内筆者）つまり、「行政的後見」は公的生活のみならず、私的生活にまで貫徹していたのである。しかも、これは彼が「文明の諸進歩の世紀」とみなしていた一八世紀の新しい相貌でもある。

このように、「行政的中央集権」が「文明の諸進歩」をも規定するようになれば、社会と個人との発達は楽観を許さない局面を迎えることになるという。七月革命直前に、トックヴィルは友人ストッフエル宛てにこう書き送っている。「すでに高度の文明に達した社会は、乳母のように、個人を抱きかかえる。社会が個人の教育を監視し、幸運への道を開いてやる。また、社会は個人がその道を歩いているときにも支えてやる。個人からあらゆる危険を取り除いてやる。個人は第二の神の監視の下で平和な行進をする。生涯個人を保護してきたこの後、見、的、権、力、は、最後に個人の遺骨の処理をも見守る。これが文明化された人間の運命です。」⁽⁴⁾ トックヴィルは、中央集権的文明の世紀における個人の「自由の精神」の危機状況を、こう予見しているのである。

第二に、トックヴィルの歴史修正論の意義である。この点で最も明快な論述は次のものである。「フランス革命の最初の努力は、王政のあの偉大なる制度（中央集権的国家体制）を破壊した。ところが、この制度は一八〇〇年に復活された。革命当時とそれ以後に勝利をおさめたのは、しばしばいわれているように、公行政に関する一七八九年の諸原則ではなく、逆に大革命以後完全に復活され存続したアンシャン・レジームの諸原則である。」⁽⁵⁾（カッコ内筆者）友人ボーモンが指摘しているように、こうした意外な新事実は同時代の人々には「驚くべきこと」であった。トックヴィルは、中央集権的国家体制はフランス革命や帝政の「戦利品」ではないとする歴史解釈を提示することによって、「行政的中央集権」という政治的創造物と、フランス革命やナポレオンの名前との結びつきを切断しようとしたので

ある。彼は、中央集権は「嫌悪された過去」の継承物であるということを示すことによって、「ナポレオン伝説」を「歴史」に変えたのである。⁽⁶⁾

第三に、第二の点と関連することであるが、フランス革命はアンシャン・レジームとレジーム・モデルヌとの断絶としてではなく架橋としての役割を果たしたとする、いわゆる連続説の創唱者として、トックヴィルがしばしば引合いに出されることである。権力体系の変容の総決算としてのフランス革命の役割を強調しているとすれば、では、何故、その変容は革命的たりえたのか。トックヴィルによれば、制度の近代化への動きは一七八九年以前は王政によって導かれていたけれども、一七八九年とその後の数年間は、国民が多数政治舞台に登場し、大改革勢力となることによって、王政による社会の制度的構造の中央集権化、合理化、平等化、画一化の作業は、第三階級に継承され導かれることになったからである。⁽⁷⁾ こうして、彼は、フランスの近代的政治構造の基本的性格を、高度の中央集権とそれを支える巨大な非人格的国家行政機構（「パリの全能」と「行政的中央集権」）に見たのである。その性格を形成したのは、ジャコバン独裁でもなければ、皇帝ナポレオン一世でもなく、アンシャン・レジーム以来の諸制度の発展を完結させたものに他ならない。これが彼のいわゆる連続説の骨子である。すでに触れたように、トックヴィルには、アンシャン・レジームとレジーム・モデルヌとの相異点に関しては、類似点に関するほどの積極的な論述は見出されない。しかし、その相異点に関する講究は、当初は彼の『アンシャン・レジーム』執筆計画に入っていた。闘病のためにそれは実現されなかった。とにかくテキストを見る限り、彼は「行政的なるもの」を通して「政治的なるもの」の構造について独自の発見をしたけれども、そのことはまた同時に、「行政的中央集権」の過大評価という難点を残すことにもなったのである。

第四に、トックヴィルが自由の概念の転換に着目していることである。すなわち、自由は「貴族的概念」から「近

代的・民主的概念」に転換したことである。それは、彼によれば、特権の観念に代わって普通法の観念が現われたことを意味している。他方、「行政的中央集権」が画一主義、平等主義を権力の論理としている限り、この近代的・民主的な自由の理念は、自由への道よりもむしろ平等への道を容易ならしめることによって、「平等の中の隷従」を基軸とする穏和な「民主的専制」の体制を生み出しやすい、と警告するのである。そこにまた、彼の自由の「危機」認識の政治社会学の一貫性と意義を見出すことができる。ところで、本稿では、「行政的中央集権」と「諸条件の平等化」との関連については積極的に論究しなかったが、この問題はもっと密接な関連性を有する階級構造論のところでも検討する方が有益であろうと判断したからである。

(1) 本稿との関係では、主として世良晃志郎訳『支配の社会学』Ⅰ、Ⅱ(創文社、一九六〇年)、『支配の諸類型』(創文社、一九七〇年)に依拠した。本稿では、ウェーバーの学説に依拠してトックヴィルを理解することはしなかった。それは別のテーマとして検討するだけの独自の意義をもっているだけでなく、それだけの労を要する作業だからである。

(2) このような観点からの研究として、R. A. Nisbet, *The Sociological Tradition*, 1966. 中久郎監訳『社会学の発想の系譜』(アカデミック出版会、一九七〇年)、P. Birnbaum, *Sociologie de Tocqueville*, 1970. 「官僚化現象」あるいは「現象としての官僚制」という観点から『マンシヤン・レジーム』を研究しているものとして、M. Crozier, *Le phénomène bureaucratique: Essai sur les tendances bureaucratiques des systèmes d'organisation modernes et sur leurs relations en France avec le système social et culturel*, 1963, pp. 257-273 参照。

(3) *L'Ancien Régime*, I, pp. 70-71.

(4) *Tocqueville à Stoffels*, 21 avril 1830. Yale Tocqueville Manuscripts, A VI, in *The Beinecke Rare Books and Manuscripts Library*.

(5) *L'Ancien Régime*, I, p. 107.

(6) Cf. B. J. Smith, *Politics & Remembrance: Republican Themes in Machiavelli, Burke, and Tocqueville*, 1984,

pp. 217-218.

- (7) Cf. S. R. Weitzman, *op. cit.*, p. 396. 連続説と断絶説に関しては、二宮宏之前掲「フランス絶対王政の統治構造」一八三—一八六頁参照。なお最近の論争状況については柴田三千雄「思想の言葉」（『思想』、一九八三年七月号）参照。

本稿は昭和六〇、六一年度文部省科学研究費補助金一般研究(C)による研究成果の一部である。